

令和元年（行ウ）第275号、同第598号 環境影響評価書確定通知取消請求事件

原告 鈴木陸郎 外47名

被告 国

2020年（令和2年）6月3日

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

## 準 備 書 面 5

原告ら訴訟代理人

弁護士 小 島 延 夫

弁護士 久 保 田 明 人

弁護士 千 葉 恒 久

弁護士 森 詩 絵 里

弁護士 吳 東 正 彦

弁護士 長 谷 川 宰

弁護士 浅 岡 美 恵

(目次)

第1 本件確定通知に処分性があること — 被告の令和2年3月23日付け準備書面(1) (以下「被告準備書面(1)」という)の「第1」「本件通知に処分性がないこと」について.....	11
1 同「2」の(1)「電事法46条の17第2項所定の通知は、(中略)判断の結果を通知するものにほかならないこと」及び同「2」「(3)」「イ 確定通知を届出の要件と捉えることはできないこと」について.....	11
(1) 被告の主張.....	11
(2) 本件確定通知は、行政行為であるとしつつ、処分でないとするは、行政法学の通説的理解に反すること.....	11
(3) 本件確定通知がどのような法的性格を持つかは、「通知」という法文上の言葉からは一義的には定まらず、本件確定通知が持つ制度上の意味、法律上の位置付けによって定まること.....	12
(4) 確定通知が持つ制度上の意味.....	12
(5) 確定通知の法律上の位置付け(その1 確定通知がなければ、火力発電所は工事開始も操業もできないこと 被告の準備書面(1)の「2」「(3)」「イ 確定通知を届出の要件と捉えることはできないこと」は誤っていること).....	14
(6) 確定通知の法律上の位置付け(その2 確定通知がないと環境影響評価法31条により、事業者は対象事業の実施ができない).....	16
(7) 確定通知の法律上の位置付け(その3 確定通知に係る評価書は、発電所操業の法的基準となること).....	16
2 同「2」「(3)」「ウ 実効的な権利救済の観点から行政処分性を肯定することもできないこと」について 確定通知を争う以外に、実効的な権利救済の手段は存在しないこと.....	18
(1) 義務付けの訴えなどができることは、実効的な権利救済の手段とならないこと.....	18
(2) 確定通知以降に、火力発電所による環境への悪影響を防ぎ、環境の保全を図	

	るための制度的な意思表示の機会は、存在していないこと .....	18
(3)	工事計画の届出制と確定通知に処分性を認めることとの関係 環境影響評価手続きが適切に実行されたことを前提に、届出がされることになっているので、論理的に、確定通知に処分性を認めることによって、届出制の趣旨を没却することはないこと、行政事件訴訟法第3条第2項にいう「公権力の行使」に該当することと本来の意味の公権力的性格を有するかどうかは別問題であること .	19
(4)	小括.....	21
3	まとめ.....	21
第2	原告らに原告適格が認められるべきこと ー 被告準備書面(1)の「第2」	
	「原告らに原告適格が認められないこと」について .....	21
1	同「2」の「環境影響評価法及び電事法に基づく環境影響評価は、人の健康や生活環境といった利益を個々人の具体的利益として保護するために行われるものではないこと」について .....	21
(1)	原告適格についての最高裁判例.....	21
(2)	被侵害利益の性質やその侵害の程度から離れて、法令の趣旨目的を議論することは適切ではないこと .....	23
(3)	本件における原告らの具体的利益及びその侵害の態様及び程度は、いずれも、生命身体健康あるいは重要な財産や重要な生活手段といったものが、不可逆的に侵害されるというものであって、その被害の内容、性質、侵害の程度等に照らせば、一般的公益の中に吸収解消させることが困難なものであること、及び、最高裁判所の判例の原告適格についての基本的立場からすれば、当該訴訟の原告らが処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる具体的利益及びその侵害の態様及び程度はきわめて重要なポイントであるが、この点について、被告の認否反論はないこと .....	24
(4)	確定通知処分に関連する、法、環境影響評価法及び神奈川県環境影響評価条例の規定の、目的、手続、内容の定めの中には、手掛かりとなる規定が存在すること .....	27

ア	法及び環境影響評価法の環境影響評価手続きの目的は、国民の生命身体健康、その生活の基盤となる重要な財産や重要な生業手段の確保をその中核とするものであること.....	27
イ	関係地域に居住し又は勤務する人に対する特別の手続的保障が与えられていること .....	28
ウ	北総鉄道運賃値上認可取消事件・東京地裁平成25年判決は参照されるべき裁判例であり、この点についての被告の主張は理由がないこと .....	29
エ	原告らの具体的利益を侵害する可能性のある、大気汚染物質、温排水及びCO <sub>2</sub> が、発電所アセス省令において、火力発電所について、環境影響評価項目として指定されていること .....	31
オ	小括 確定通知処分に関連する、法、環境影響評価法及び県条例の規定の、目的、手続、内容の定めの中には、手掛かりとなる規定が存在するから、本件のように、生命身体健康又は重要な財産、重要な生業手段などといった重大な利益を、不可逆的な形で深刻に侵害する、といった、一般的公益の中に吸収解消させることが困難な利益が深刻に侵害される場合においては、本件の確定通知処分についての、法、環境影響評価法及び県条例の定めは、本件において原告らが主張する具体的利益を、個々人の個別的利益として保護するものといえること .....	32
(5)	被告の主張について その1 環境影響評価法の趣旨・目的（被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(2)」「ア」について） .....	33
ア	被告の主張.....	33
イ	環境影響評価法の環境法体系における位置付けを考えれば、環境影響評価制度は、人の健康や生活環境（生活環境には、生業手段としての漁業資源なども含まれる。環境基本法2条3項）が確保されるように、環境の保全についての適正な配慮を求めていると解されること .....	33
ウ	大気汚染防止法との比較について 環境影響評価制度は、大気汚染防止法のような、基準クリア型の規制的手法による環境保全策では十分ではない環境負	

荷の低減について、可能な限り環境負荷を低減し、最善の環境保全を実現することを旨とするものであり、手法は異なるものの、いずれも、環境基本法第14条に定める事項の確保のための制度であること .....	34
エ 関西水俣病訴訟最高裁判決に照らしてみれば、被告の主張を前提としても、環境影響評価制度が、人の健康等を個々の個人的利益として保護することを目的としていると解すべきことになること .....	35
(6) 被告の主張について その2 電気事業法の趣旨・目的（被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(2)」「イ」について） .....	36
ア 被告の、「経産大臣においては、評価書が「環境の保全についての適正な配慮」がなされているものであることを確認するが、それを超えて、火力発電所の周辺住民等の健康等の具体的利益（ママ）を保護するためのものとして、環境影響評価を位置づけるものではない」との主張は、法及び発電所アセス省令に定める環境影響評価制度は環境基本法20条に基づくものであり、したがって、環境基本法第14条に定める事項の確保を旨としなければならないこと、及び、被告が定めた、発電所アセス省令も、同省令の22条1項柱書き及び同項1号において、大気質などの調査、予測、評価は、人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法で行う旨を定めていることに反し、誤っていること .....	36
イ 被告の、「電事法は、評価書の遵守を強制的権限をもって確保するものとしていないから、環境影響評価の手続や評価書に基づいて講じられる環境保全措置等が、人の健康等の個々の具体的利益を保護するためのものとして位置づけていない」との主張は、環境基本法第2章に定められている通り、環境基本法第14条に定める事項の確保のためには、同法21条に定める規制的手法だけでなく、同法22条に定める経済的手法、同法26条に定める参加手法、同法27条に定める情報手法、そして、環境影響評価制度が、様々な形で機能していかなければならないという点の認識を欠く不適切なものであるとともに、法は、法46条の20において、法的な義務を発電事業者に課しており、その	

履行確保手段として、発電事業者に対する報告徴求権限（法106条3項、電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）26条第2項5号）、この報告義務違反に対する処罰規定（法120条12項）、強制立入検査権（法107条2項）も設けていることを無視ないし軽視する不適切なものであること ....	37
(7) 被告の主張について その3 火力発電所についての環境影響評価項目として、大気質として、硫黄酸化物（SO <sub>x</sub> ）、窒素酸化物（NO <sub>x</sub> ）、浮遊粒子状物質（SPM）などの大気汚染物質が挙げられていることとの関係（被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(3)」） 被告の主張は、環境基本法14条以下の法的構造を理解しないだけではなく、環境影響評価法に基づいて、環境大臣が定める基本的事項の「第四 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項」の「二」の(1)の規定、及び、自ら定めた、発電所アセス省令22条1項柱書き及び同項1号の定めにも反するものであって、誤っていること .....	39
(8) 被告の主張について その4 環境影響評価法の意見聴取手続について（被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(4)」） .....	42
ア 被告の主張.....	42
イ 小田急高架大法廷・平成17年判決は、シェリー・アーンシュタインのいう「形ばかりの参加」に過ぎない都市計画法16条、17条の規定についても、都市計画法の趣旨・目的を解釈する手掛かりとし、個々の住民に対して、騒音被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するとしているところ、環境影響評価法は、都市計画法16条、17条をはるかに上回る、配慮義務（環境影響評価法11条1項及び21条第1項柱書き、応答義務（同法14条1項4号及び21条第2項4号）の規定を定め、さらに、関係地域内において方法書及び要約書、準備書を縦覧に供する義務（方法書について環境影響評価法7条、準備書について環境影響評価法16条）、関係地域内において方法書、準備書の記載事項を周知させるための説明会を開催する義務（方法書について環境影響評価法7条の2第1項、準備書について環境影響評価法17条1項）を定めているのであるから、これら	

の	手続き的配慮は、大気汚染による健康又は生活環境に係る著しい被害及び温排水によって生業手段に対する著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に対し、そのような被害を受けないという利益をその者の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解されるべきこと .....	42
ウ	被告は、環境影響評価法第21条第2項4号の事業者の見解を記載すべき場合は、準備書の記載を修正する必要がある場合に限られるとしているがこれは明らかな誤りであること、被告のこの誤りは、環境影響評価手続きにおける、事業者の応答義務の持つ意味を理解せず、環境影響評価手続きをいかに軽視しているかを明らかにするものであること、自ら規定した通商産業省令にも反すること、そして、経済産業省が、今回の主張の通り、環境影響評価手続きを運用しているとすれば、それは、制度の趣旨を理解しないまま、法律の定め及び自ら定めた省令にも反して、環境影響評価手続きを運用していることになり、極めて重大な問題であること .....	45
エ	配慮義務の意味を軽く考えるかのような被告の主張は、条文上も、努力義務などではなく、義務規定として定められ、単に考慮するというだけではなく、考慮の結果とその理由を文書で説明するところまで求められているという点を誤って理解している点で、極めて不適切であること .....	47
(9)	被告の主張について その5 県条例の意見聴取手続について（被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(5)」） .....	48
ア	被告の主張 .....	48
イ	被告の主張が、県条例の理解を誤るものであること 県条例は、① 環境影響評価法に基づき知事が意見を述べる際の諸手続（県条例48条（公聴会の開催）、50条2項（知事意見を言う場合の、準備書公聴会における意見の考慮義務）及び、② 環境影響評価法が対象とする項目についての選定手続き、各項目の調査、予測、評価にあたり神奈川県が定める技術指針に配慮すべきこと（県条例30条、39条）といった、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きについても定めており、それらの規定により特別の配慮を受けてい	

る、県条例上の関係地域の住民等は、県条例によって、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きにおいて、高い手続的保障を与えられているといえること .....	48
(10) 小括 県条例は、① 環境影響評価法に基づき知事が意見を述べる際の諸手続（県条例48条（公聴会の開催）、50条2項（知事意見を言う場合の、準備書公聴会における意見の考慮義務）及び② 環境影響評価法が対象とする項目についての選定手続き、各項目の調査、予測、評価にあたり神奈川県が定める技術指針に配慮すべきこと（県条例30条、39条）といった、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きについても定めており、それらの規定により特別の配慮を受けている、関係地域の住民は、県条例によっても、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きにおいて、高い手続的保障を与えられているといえること .....	50
2 同「3」の「関係地域居住者、本件発電所から20キロメートル以内の居住者、温排水によって生業手段に対する被害を受けるおそれのあるとする原告らに原告適格が認められるとする原告らの主張は理由がないこと」について .....	51
(1) 関係地域と小田急高架大法廷・平成17年判決と環境影響評価法6条との関係（被告の準備書面(1)の「第2」「3」「(2)」） .....	51
ア はじめに .....	51
イ 小田急高架大法廷・平成17年判決との関係 環境影響評価法6条・15条の関係地域は、実際の影響と無関係に定められているものではなく、実際に影響を受けるおそれがある地域を、指定していること、特に、本件の大気汚染との関係では、「大気汚染評価物質の移流及び拡散の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域」が環境影響評価法6条・15条の関係地域に該当するのであり、それが大気汚染の人の健康等への影響を考慮していること、したがって、騒音という人の健康などに影響を及ぼす被害を与えるおそれが及ぶと考慮される地域でもある、東京都環境影響評価条例2条5号の規定する関係地域に居住する住民などについて原告適格を肯定した、	

小田急高架大法廷・平成17年判決に照らしてみても、本件の大気汚染について、環境影響評価法6条・15条の関係地域に居住又は勤務する人について原告適格が肯定されること .....	51
ウ 被告の主張とその誤り 本件、特に大気汚染の関係では、環境影響評価法6条・15条の関係地域は、小田急高架大法廷・平成17年判決の事案における、平成10年東京都条例第107号による改正前の東京都環境影響評価条例2条5号の関係地域と、実質的に同一の性質・内容を有し、かつ、いずれの事案でも問題となっている「環境影響」も、「人の健康、生活環境に及ぼす影響」が中心となっているから、本件の場合についても、小田急高架大法廷・平成17年判決のこの点の判断は十分参照できること .....	55
(2) 関係地域に居住し又は勤務する人は、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きにおいて、高い手続的保障を与えられており、その点からも、原告適格は肯定されるべきであること .....	57
(3) 環境影響評価法6条・15条との関係について（被告の準備書面(1)の「第2」「3」「(3)」） 環境影響評価法6条・15条の関係地域に居住し、または勤務する者は、大気汚染によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者といえること .....	59
ア 本件における、環境影響評価法6条・15条の関係地域 .....	59
イ 本件の環境影響評価法6条・15条の関係地域に居住し又は勤務する人について、原告適格が肯定されるべきこと .....	61
(4) 県条例上の関係地域について（被告の準備書面(1)の「第2」「3」「(4)」） .....	61
ア 被告の主張 .....	61
イ 県条例上の関係地域は、人の健康等への著しい被害が発生するおそれがある地域について定められており、その点で被告の主張は誤っていること .....	61
ウ 県条例は、① 環境影響評価法に基づき知事が意見を述べる際の諸手続（県条例48条（公聴会の開催）、50条2項（知事意見を言う場合の、準備書公聴	

会における意見の考慮義務) 及び、② 環境影響評価法が対象とする項目について の選定手続き、各項目の調査、予測、評価にあたり神奈川県が定める技術指 針に配慮すべきこと (県条例 30 条、39 条) といった、法及び環境影響評価 法が定める環境影響評価手続きについても定めており、被告の主張は、県条例 に明記された、これらの条文の定めを看過するものであって、誤っていること .....	62
エ 県条例上の関係地域の住民等は、県条例によって、法及び環境影響評価法が 定める環境影響評価手続きにおいて、高い手続的保障を与えられていること .	63
オ 小括 .....	64
(5) 20 km以内の居住者について (被告の準備書面(1)の「第2」「3」「(5)」) .....	64
ア 被告の主張.....	64
イ 被告の主張は、原告らの主張を正解しないものであること .....	65
ウ 本件の場合、新設発電所の周囲 20 km以内の範囲は、本件の環境影響評価 法 6 条・15 条の関係地域に該当すること .....	66
エ 被告は、本件事業者が自ら、大気汚染の影響調査の対象地域を、新設発電所 の周囲 20 kmの範囲と設定していることを認識しつつ、その調査地域と環境影 響評価法 6 条・15 条の関係地域が一致することを触れようとしないが、それ は著しく適切ではないこと .....	68
(6) まとめ.....	69

第1 本件確定通知に処分性があること — 被告の令和2年3月23日付け準備書面(1) (以下「被告準備書面(1)」という)の「第1」「本件通知に処分性がないこと」について

1 同「2」の(1)「電事法46条の17第2項所定の通知は、(中略)判断の結果を通知するものにほかならないこと」及び同「2」「(3)」「イ 確定通知を届出の要件と捉えることはできないこと」について

(1) 被告の主張

被告は、被告準備書面(1)の「第1」「本件通知に処分性がないこと」の「2」の(1)において、電事法46条の17第2項所定の通知は、「前の同条1項の規定を受け、正に経産大臣が同条1項所定の変更命令を行わない(行う必要がない)との権限不行使に係る判断の結果を「通知」することを同大臣に対して義務付ける規定であ」って、通知は、「本来、当該通知それ自体により独自に相手方の権利義務に直接変動をもたらすことにはならない」とし、本件の規定の趣旨からしても、「当該「通知」が、なんびとの権利義務に直接変動をもたらす効果を有する行政行為ではない」と主張する。

(2) 本件確定通知は、行政行為であるとしつつ、処分でないとするのは、行政法学の通説的理解に反すること

しかし、被告は、同時に、塩野宏名誉教授の「「通知」とは、一般的に、「特定または不特定多数の人にあることを知らしめる」行政行為の一つとして分類される。」として、本件通知も行政行為の一つであるとしつつ、本件通知には、処分性が認められないと主張するかのようである。

これは、被告の行政行為についての誤った理解を示すものと言わざるを得ない。塩野宏名誉教授は、当該箇所、処分性を持つ、通知について論じているのであって、それを引用しつつ、通知には、処分性がないとするのは、論理的に整合していない。

日本の現行法制上、「行政行為」という用語は用いられていないが、従来、行政法学の通説的理解では、行政行為は、処分性を有するものとされて

きた。行政行為であるとしつつ、処分性がないとすることは、従来の行政法学の通説的理解に反するものである。

**(3) 本件確定通知がどのような法的性格を持つかは、「通知」という法文上の言葉からは一義的には定まらず、本件確定通知が持つ制度上の意味、法律上の位置付けによって定まること**

以上の通り、法文上、「通知」として表現されるものには、行政処分としての性格を有するものとそうでないものがあり、「通知」とされていることから、直ちに、処分性を有するかどうかは定まるものではない。

当該「通知」の制度上の意味、法律上の位置付けによって、その行為が、処分性を有するかどうかは定まる。

**(4) 確定通知が持つ制度上の意味**

第一に、制度上の意味を見ると、そもそも、大規模発電所は、環境に悪影響を及ぼし、健康被害・財物損壊をもたらすおそれがあることから、その防止をすることが電気事業法（以下「法」という）の主要な目的の一つとなっている。この点は、法1条において、「電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的とする」と定められていること、法39条において、事業用電気工作物の維持の基準の第一として「人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること」が掲げられていることなどからも明らかである。

発電所設置に際しておこなわれる環境アセス手続き（法46条の2以下が定める環境影響評価手続き）は、この法の目的を実現するために、経済産業大臣が適切に権限を行使することによって、環境への適切な配慮と健康被害・財物損壊の防止を実現するものである。

また、同環境アセス手続きは、環境影響評価法の定めを原則として、その特則を定めるものであるが、環境影響評価法は、1条において、「環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係

る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資すること」を目的としている。国民の健康で文化的な生活の確保とは、国民の生命身体健康、その生活の基盤となる重要な財産や重要な生業手段の確保をその中核とするものである。

以上からすれば、法46条の17の通知（確定通知）は、法に基づく環境アセス手続きが適切に実施されたことを通知するものであり、公共の安全及び環境の保全、国民の生命身体健康、その生活の基盤となる重要な財産や重要な生業手段の確保という観点から、建設され操業されようとしている発電所に問題がないことを確認するものである。これは、法の重要な目的である公共の安全及び環境の保全及び環境影響評価制度の目的である、国民の生命身体健康、その生活の基盤となる重要な財産や重要な生業手段の確保を実現するために極めて重要な意味を持つ行政機関の意思の表明である。

この点、被告は、環境影響評価法に定める環境アセス手続きは、「往々にして軽視されがちであった、環境保全の要因を不可欠なものとして、事業者が配慮するようにさせることを第一の目的とした」（被告準備書面(1) 8頁）のものであるとし、さらに、環境影響評価法では、事業者のイニシアティブに委ねているところを、法は、評価書の変更の要否を経産大臣が判断するという仕組みとするなど、行政の関与を強化したものとしながら、行政処分性を肯定することはできないとする。

しかし、被告の主張によれば、法は、特に、評価書の変更の要否を経産大臣が判断するという仕組みとしており、これは、法1条、法39条に定める環境の保全、さらには、その重要な内容をなす、健康被害・財物損壊の防止のための判断を、事業者のイニシアティブに委ねるだけでなく、経産大臣が行うとしているものである。これは、大規模発電所は、環境に悪影響を及ぼし、健康被害・財物損壊をもたらすおそれに着目し、厳格な規制を行おうとするために設けられたものである。

そうである以上、法46条の17の通知（確定通知）は、公共の安全及び

環境の保全、国民の生命身体健康、その生活の基盤となる重要な財産や重要な生業手段の確保を実現するために極めて重要な意味を持つ行政機関の意思の表明である。

(5) 確定通知の法律上の位置付け (その1 確定通知がなければ、火力発電所は工事開始も操業もできないこと 被告の準備書面(1)の「2」「(3)」「イ 確定通知を届出の要件と捉えることはできないこと」は誤っていること)

また、法における、確定通知の法律上の位置付けも、明確な法的効果を有するものとなっている。

すなわち、

法48条4項は、届出された火力発電所が「第46条の17第2項の規定による通知に係る評価書に従っているものであること。」(47条3項第3号)との要件を満たさない場合、工事廃止・変更命令を出すことができるとしており(48条4項、同条3項、47条3項3号)、届出の前に、確定通知がされていることを前提としている。

そして、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)(以下「規則」という)は、法48条1項の届出の際に提出すべき工事計画書には、「法第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置」を記載すべきとし(規則66条1項、同条3項、別表第3)、「法第四十六条の十七第二項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置に関する説明書」(規則66条2項、別表第3)を添えなければならないとされている。

以上からすれば、法は、届け出の前に、確定通知が出されていることを前提としており、それがなければ、届出自体が「届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合して」いない(行政手続法37条)ことになり、届出が効力を生じないことになる。

そうすると、確定通知が出されていない状態で、評価書に従っている環境の保全のための措置を記載または添えて、届出を出しても、届出自体が効力

を生じることがなく、届出がなされた状態とならないので、法48条2項によって、火力発電所は工事開始も操業もできないことになる。

以上の通り、法及び規則によって、確定通知が法的効果を有することは、明確に定められている。

したがって、確定通知は、「電気事業法に基づき、工事計画を届け出て工事に着工することができる法的地位」を与えるものである。

この点、被告は、「確定通知は通知の要件ではない」として、以上の点を否定しようとする（被告の準備書面(1)の「2」「(3)」「イ」）。そして、規則に明記されている、法48条1項の届出の際に提出すべき工事計画書には「法第46条の17第2項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置」を記載すべきとし（規則66条1項、同条3項、別表第3）、「法第46条の17第2項の規定による通知に係る評価書に従っている環境の保全のための措置に関する説明書」を添えなければならない（規則66条2項、別表第3）との規定の「通知に係る」との文理上の規定は、無視すべきであるかのような主張をする（被告の準備書面(1)の「2」「(3)」「イ」）。

しかし、第一に、届出書に確定通知の写しを添付することを義務付けていないことは、確定通知が届出の要件となっていることを否定する根拠にはならない。届出を受ける行政の側では、確定通知の有無はあまりにも明確であり、確定通知の写しの添付は要求していないとも解される。

第二に、他方で、届け出にあっては、通知がされていることが前提となっていることは、規則66条1項、同条3項、別表第3および規則66条2項、別表第3の規定からも明らかである。これらの規定は、被告が定めた省令である電気事業法施行規則であるが、同規則においても、明示的に、通知がされない限り、届け出はできないことが定められている。前述の通り、規則66条1項、同条3項、別表第3および規則66条2項、別表第3の規定からすれば、通知がされないまま、「評価書に従っている環境の保全のため

の措置」を記載し、「評価書に従っている環境の保全のための措置に関する説明書」を添えて、法48条1項の届出をしても、当該届け出は、「届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合して」いない（行政手続法37条）こととなり、効力を生じないこととなる。この点では、通知がされているかどうかによって、届け出が効力を生じるかどうかが決まるのであり、明らかに、通知によって、法的地位または法的権利義務が形成されているのである。

被告の主張は、自ら定めた電気事業法施行規則の規定にも反するものであって理由がない。

**(6) 確定通知の法律上の位置付け（その2 確定通知がないと環境影響評価法31条により、事業者は対象事業の実施ができない）**

さらに、法は、確定通知がなされないと、評価書の公告及び縦覧ができないと定めている（法46条の19、環境影響評価法27条）。

そして、環境影響評価法31条は、「事業者は、第27条の規定による公告を行うまでは、対象事業を実施してはならない。」と定めている（法46条の23は、環境影響評価法31条の適用を排除していない）。

したがって、確定通知がない限り、環境影響評価法31条により、事業者は対象事業の実施ができないこととなる。

その意味でも、確定通知は明確な法的効果を有している。

**(7) 確定通知の法律上の位置付け（その3 確定通知に係る評価書は、発電所操業の法的基準となること）**

さらに、法は、「法第46条の17第2項の規定による通知に係る評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をしてその特定対象事業に係る事業用電気工作物を維持し、及び運用しなければならない」と定め、事業者が発電所の維持と運用においても確定通知に係る評価書の記載を遵守することを義務付けている（法46条の20）。

確定通知に係る評価書は、工事計画の内容にとどまらず、操業開始後の発

電施設の維持と運用についての法的基準となっているのであり、この意味においても、確定通知は、法的効果を付与されているのである。

被告は、この点については、反論すること自体していない。

なお、被告は、被告準備書面(1)の21ページの「c」において、「電事法は、（法46条の20の規定を設けつつ）、それが遵守されなかった場合の強制介入権限を伴う是正手段を設けていない」と主張する。

しかし、これは事実と反するものであって、規制にあたる当局の主張としては驚くべきものである。

たしかに、法は、40条のような直接的な命令を出す規定は定めていない。しかし、第一に、命令規定がないからといって、法46条の20は、任意規定あるいは努力義務規定ということにはならず、法的な義務を、発電事業者に課すものである。

また、法は、106条3項において、「経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。」と定め、電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）26条第2項5号において、発電事業者に対し、報告を求めることができるとしている。この報告義務違反に対しては、処罰規定もあり（法120条12項）、強制立入検査権もある（法107条2項）。現実の行政の運用において、報告提出を求める形で、計画遵守などを求めることは多く行われているところである（建築基準法12条5項、水質汚濁防止法22条その他）。法は、こうした報告・立入調査権などを通じ、法46条の20に定められた義務の履行の確保を図っているのである。

本件の処分庁は、規制にあたる当局であるが、経済産業省（資源エネルギー庁含む）は、法46条の20の義務に違反する事実があった際にも、報告を求めることも立入調査もしないで、傍観するだけなのだろうか。あるいは

は、法46条の20の明文に反して、46条の20の義務は、単なる努力義務に過ぎないとするのであろうか。

**2 同「2」「(3)」「ウ 実効的な権利救済の観点から行政処分性を肯定することもできないこと」について 確定通知を争う以外に、実効的な権利救済の手段は存在しないこと**

**(1) 義務付けの訴えなどができることは、実効的な権利救済の手段とならないこと**

被告は、「電事法46条の17第1項に基づく変更命令について、処分等の求めを行い（行政手続法36条の3）、あるいは、義務付けの訴えを提起するなど、権利利益の侵害やそのおそれに対する実効的な権利救済の手段はある」から、実効的な権利救済に欠けるところはないとする。

しかし、第一に、確定通知は、法46条の17第1項に基づく変更命令をしないという意思の表明であり、変更命令とは並列の存在であるから、訴訟の提起の対象をどちらかに限定する理由はない。

また、法46条の17第1項に基づく変更命令は、法では、「同条の規定による（評価書の）届出を受理した日から経済産業省令で定める期間内に限り」できるとされており（この期間は、規則61条の10により、30日間と定められている）、30日を経過した後は、義務付けの訴えは、訴えの利益を認められないおそれが高く、実効的な権利救済の手段たり得ない。

また、行政手続法36条の3の規定は、訴訟による救済に結びつかないものであって、権利救済の手段としては限定的なものであり、また、義務付けの訴えも上記の通り実効的な権利救済の手段たり得ない。

**(2) 確定通知以降に、火力発電所による環境への悪影響を防ぎ、環境の保全を図るための制度的な意思表示の機会は、存在していないこと**

さらに、法は、届出後は、法47条3項に該当する事情がない限り、事業者は、届出から30日を経過すれば工事を開始できる（法48条2項）としており、確定通知以降に、環境影響評価の適切さについて、行政が意思表示

する機会、存在していない。

法47条3項第3号は、「特定対象事業に係るものにあつては、その特定対象事業に係る第46条の17第2項の規定による通知に係る評価書に従っているものであること。」を要件としているが、これは、通知に係る評価書との適合性をチェックするにとどまり、その通知が適法かどうかの判断はしていない。

したがって、確定通知以降に、環境影響評価の適切さについて、行政が意思表示する機会、存在していないのであり、環境影響評価の適切さについて、実効的な権利救済の機会、本件確定通知を争う以外にはない。

**(3) 工事計画の届出制と確定通知に処分性を認めることとの関係 環境影響評価手続きが適切に実行されたことを前提に、届出がされることになっているので、論理的に、確定通知に処分性を認めることによって、届出制の趣旨を没却することはないこと、行政事件訴訟法第3条第2項にいう「公権力の行使」に該当することと本来の意味の公権力的性格を有するかどうかは別問題であること**

なお、被告は、この点、事業用電気工作物に係る工事計画について、届出制を取っている以上、確定通知に処分性を認めることは、確定通知に公権力性を認めることとなり、届出制の趣旨を没却することになりかねないと主張する（被告準備書面(1)14ページ最後の1行から15ページの(4)の前まで）。

しかし、法48条及び47条、特に、法47条3項第3号をよく読めば判明するように、事業用電気工作物に係る工事計画の届出制は、（環境影響評価の）評価書について、確定通知がされたことを前提にしている。

すなわち、環境影響評価手続きが適切に実行されたことを前提に、届出がされることになっているのである。

であるから、そもそもの環境影響評価手続きが適切に実行されたかどうかは、その前提問題である。その前提問題が適切に行われてはじめて、届出制

が実施されるのである。

したがって、論理的に、確定通知に処分性を認めることによって、届出制の趣旨を没却することはない。

なお、被告は、「公権力性」という用語をどのように理解しているか明確にしないまま、公権力性という言葉を用いている。しかし、行政法関係の実定法規で規定している、「公権力の行使」という用語は、行政手続法の第2章及び第3章の対象となる行政処分と言えるかどうか、行政事件訴訟法の抗告訴訟の対象となる行政処分と言えるかどうかの定義規定としてしか存在していない。これらの条文の解釈運用上は、その言葉の本来の意味の公権力的性格があるかどうかの問題となっていない。ここでの「公権力の行使」概念は、判例上は、明らかに本来の意味の公権力の行使に限定されていない。

(判例としては、最高裁判所昭和40年(行ツ)第100号・昭和45年7月15日大法廷判決・民集24巻7号771頁(供託金取戻請求の却下処分取消請求事件)は、「弁済供託は、民法上の寄託契約の性質を有する」と判断しつつも、「供託官が供託物取戻請求を理由がないと認めて却下した行為は行政処分」であると判断し、最高裁判所昭和57年(オ)第1011号・昭和59年12月13日第一小法廷判決・民集38巻12号1411頁も、公営住宅への入居の際の手続きは、事業主体の長から使用許可を受けるという行政処分となるが、「事業主体と入居者との間の法律関係は、基本的には私人間の家屋賃貸借関係と異なるところはな」と判断している。)

以上から見て、処分性がある以上、行政事件訴訟法第3条第2項にいう、「公権力の行使」に該当することになるが、それをもって、当該行為が本来の意味の公権力的性格を有するかどうかは別問題である(以上の点について、詳しくは、小島延夫「処分性の拡大と公法上の当事者訴訟との役割分担について(その1)」*Law&Practice No.11*(2017)(甲59)49ページ以下、特に、53ページ以下、及び同「処分性の拡大と公法上の当事者訴訟との役割分担について(その2)」*Law&Practice No.12*(2018)(甲60)61

ページ以下、参照。)

#### (4) 小括

以上の通り、実効的な権利救済を図るためには、確定通知の段階でこれを争わせる以外に、有効な手段は存在しない。

### 3 まとめ

したがって、確定通知には、処分性が認められる。この点についての被告の主張には理由がない。

## 第2 原告らに原告適格が認められるべきこと — 被告準備書面(1)の「第2」

「原告らに原告適格が認められないこと」について

- 1 同「2」の「環境影響評価法及び電事法に基づく環境影響評価は、人の健康や生活環境といった利益を個々人の具体的利益として保護するために行われるものではないこと」について

### (1) 原告適格についての最高裁判例

従来、最高裁は、新潟空港事件最高裁判決（最高裁判所昭和57年（行ツ）第46号事件・平成元年2月17日第二小法廷判決・民集43巻2号56頁）（以下「新潟空港事件最高裁・平成元年判決」という）及びもんじゅ訴訟第一次最高裁判決（最高裁平成元年（行ツ）第130号事件・平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571頁）（以下「もんじゅ訴訟第一次最高裁・平成4年判決」という）における原告適格の拡大にも関わらず、土地収用系の事案については、処分の相手方以外の第三者には、原告適格を認めないという立場を堅持してきた。山手通りの拡張及び首都高新宿線の建設の都市計画法上の事業認可処分について、近隣住民の原告適格を否定した（最判平成11年11月25日判時1698号66頁）。

その理由は、土地収用系の法令（山手通りの拡張及び首都高新宿線の建設の都市計画法上の事業認可処分の場合は都市計画法）は、処分の相手方以外の者の利益を保護していない以上、近隣住民が騒音や大気汚染の被害を受け

でも原告適格は認められないというものであった。その意味では、最高裁は、法令上保護された利益説の立場を堅持してきた。

しかし、小田急高架大法廷判決（最高裁判所平成16年（行ヒ）第114号事件・平成17年12月7日大法廷判決・民集59巻10号2645頁）（以下「小田急高架大法廷・平成17年判決」という）は、最判平成11年11月25日判時1698号66頁を明示的に変更した。

その判断の中では、「事業地の周辺地域に居住する住民（が）違法な事業に起因する騒音，振動等によって（中略）健康又は生活環境に係る著しい被害を受けないという具体的利益」は、被害の内容，性質，程度等に照らせば、一般的公益の中に吸収解消させることが困難なものとしており、明らかに、被害の内容、性質、程度などを重視して、原告適格を肯定した。

その後、場外車券売場設置許可事件（最高裁判所平成20年（行ヒ）第247号事件・平成21年10月15日第一小法廷判決・民集63巻8号1711頁）（以下「場外車券売場・平成21年判決」という）は、原告適格を狭める判断をしたが、その中で、「一般的に、場外施設が設置，運営された場合に周辺住民等が被る可能性のある被害は、交通，風紀，教育など広い意味での生活環境の悪化であって，その設置，運営により，直ちに周辺住民等の生命，身体の安全や健康が脅かされたり，その財産に著しい被害が生じたりすることまでは想定し難いところである。そして，このような生活環境に関する利益は，基本的には公益に属する利益というべきであって，法令に手掛りとなることが明らかな規定がないにもかかわらず，当然に，法が周辺住民等において上記のような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護する趣旨を含むと解するのは困難といわざるを得ない。」と判断した。

小田急高架大法廷・平成17年判決と場外車券売場・平成21年判決を併せ読むならば、被害の性質を「周辺住民等の生命，身体の安全や健康が脅かされたり，その財産に著しい被害が生じたりする」もの（一般的公益の中に

吸収解消させることが困難なもの)と、そうでないものに区分し、後者については、「法令に手掛りとなることが明らかな規定」の存在を要求し、前者については、「法令に手掛りとなることが明らかな規定」がなくとも、なんらかの手掛りとなる法令上の規定があればいいということの意味しているように読める。

その意味では、最高裁は、原告適格の判断基準を実質的に<sup>1</sup>変更しており、まず、被侵害利益の性質やその侵害の程度などを考え、それを踏まえ、法令の趣旨・目的の解釈を行うというものとした。どのような性質の被侵害利益まで、生命侵害の安全や健康、財産被害の場合に準じるのかなど、課題はまだまだ残るが、最判平成11年11月25日判時1698号66頁までの判断とは大きく異なるものとなった。

本件における、原告適格の判断にあたっては、最高裁判所の判例のこのような基本的立場が重視されるべきである。

## (2) 被侵害利益の性質やその侵害の程度から離れて、法令の趣旨目的を議論することは適切ではないこと

被告は、上記のような最高裁判所の判例の基本的立場とは離れて、被侵害利益の性質やその侵害の程度を論ずることなく、法令の趣旨目的を議論しようとしている。

しかし、これはまったく適切ではない。

上記に見たように、最高裁判所は、まず、被侵害利益の性質やその侵害の程度などを考え、それを踏まえ、法令の解釈を行うとしており、被告のようなアプローチは不十分・不適切なものである。

ちなみに、被告は、法令が、「個々人の具体的利益」として保護するかど

---

<sup>1</sup> 「実質的に」というのは、最高裁は、「当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益をもつばら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も右にいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するということができる」という一般論自体は、従来と変更していないので、一般論だけみると、変更されていないようにみえるからである。

うかという表現をとっているが、最高裁判所の判例の表現とは異なる。最高裁判所は、新潟空港事件最高裁・平成元年判決及びもんじゅ訴訟第一次最高裁・平成4年判決において、原告適格の判断において、「具体的利益」という用語と「個別的利益」という用語を区別して使用している。

すなわち、新潟空港事件最高裁・平成元年判決及びもんじゅ訴訟第一次最高裁・平成4年判決では、「当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益をもつばら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も右にいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するということができる」

(下線部は、原告ら訴訟代理人) という一般論を提示しており、その後の、小田急高架大法廷・平成17年判決と場外車券売場・平成21年判決もそれに従っている。ここでは、明確に、「具体的利益」という用語と「個別的利益」という用語が、区別されている。

被告の主張は、この点混乱があるように見受けられる。なお、被告は、上記の一般論自体は、答弁書の6ページにおいて引用している。それにもかかわらず、その後の当てはめにおいては、「個別的利益」という言葉を用いるべきところで、「具体的利益」という言葉を用いている。

(3) 本件における原告らの具体的利益及びその侵害の態様及び程度は、いずれも、生命身体健康あるいは重要な財産や重要な生活手段といったものが、不可逆的に侵害されるというものであって、その被害の内容、性質、侵害の程度等に照らせば、一般的公益の中に吸収解消させることが困難なものであること、及び、最高裁判所の判例の原告適格についての基本的立場からすれば、当該訴訟の原告らが処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる具体的利益及びその侵害の態様及び程度はきわめて重要

## なポイントであるが、この点について、被告の認否反論はないこと

原告らは、2019年（令和元年）11月1日付け準備書面2において、本件における原告らが、本件確定通知がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる具体的利益及びその侵害の態様及び程度は、以下の通りのものであると主張した。

第一に、本件の新設発電所から排出される、CO<sub>2</sub>によって、地球温暖化が進行し、その結果、より激しい雨が降ることによって、土砂災害や水害を受け、その結果、生命を失ったり、身体被害を受けたり、住居を失うなどの重大な財産的被害を受けたり、熱中症などによって生命を失ったり健康を害したり、漁業資源・海中観光資源が失われるなどして重要な生業手段が失われたりするなど、生命身体健康又は重要な財産、重要な生業手段などといった重大な利益を、不可逆的な形で深刻に侵害されるというものである。

第二に、本件の新設発電所から排出される、SO<sub>x</sub>（硫黄酸化物）、NO<sub>x</sub>（窒素酸化物）、ばいじんや微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）などの浮遊粒子状物質（SPM）などの大気汚染物質によって、健康を害したり生命を失ったりするなど、生命身体健康という重大な利益を、不可逆的な形で深刻に侵害されるというものである。

第三に、本件の新設発電所から排出される、温排水によって、漁業資源が失われるなどして重要な生業手段が失われるなど、重要な生業手段という重大な利益を、不可逆的な形で深刻に侵害されるというものである。

これらの具体的利益とその侵害状況は、いずれも、生命身体健康あるいは重要な財産や重要な生業手段といったものが、不可逆的に侵害されるというものであって、その被害の内容、性質、侵害の程度等に照らせば、一般的公益の中に吸収解消させることが困難なものである。

そして、そのうち、特に、第二及び第三の点に係る利益は、法令に違反する処分がなされた場合、そのような事業に起因する被害を直接的に受けるのは、事業地の周辺の一定範囲の地域である関係地域に居住し又は勤務する人

あるいはその地域で操業する漁業者に限られ、その被害の程度は、居住地または操業する地域が事業地に接近するにつれて増大する。

したがって、小田急高架大法廷・平成17年判決によれば、特に、第二及び第三の点に係る利益は、一般的公益の中に吸収解消させることが困難なものといえる。

しかし、以上の点について、被告からの認否も反論もない。

前述の通り、最高裁判所の判例の原告適格についての基本的立場からすれば、当該訴訟の、原告らが、処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる具体的利益及びその侵害の態様及び程度は、きわめて重要なポイントである。

被告も、前述の通り、答弁書の6ページにおいて、「処分の相手方以外の者について上記の法律上保護された利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮し、この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌し、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案すべき」としている（下線は原告訴訟代理人）。

しかし、被告は、答弁書においても、被告準備書面(1)においても、法及び環境影響評価法の規定について触れるだけで、当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質についても、当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度についても、何らその点についての認否・反論をしない。

この被告の対応は、自らの主張にも反し、最高裁判所の判例にも反するものであって、適切ではない。

この点の原告らの主張については、「被告は争わない」として扱うべきである。

(4) 確定通知処分に関連する、法、環境影響評価法及び神奈川県環境影響評価条例の規定の、目的、手続、内容の定めの中には、手掛かりとなる規定が存在すること

ア 法及び環境影響評価法の環境影響評価手続きの目的は、国民の生命身体健康、その生活の基盤となる重要な財産や重要な生業手段の確保をその中核とするものであること

第一に、法及び環境影響評価法の環境影響評価手続きの目的は、国民の生命身体健康、その生活の基盤となる重要な財産や重要な生業手段の確保をその中核とするものである（目的）。

すなわち、法46条の2以下が定める環境影響評価手続きは、環境影響評価法の定めを原則として、その特則を定めるものであるが、環境影響評価法は、1条において、「環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資すること」を目的としている（環境影響評価法1条）。国民の健康で文化的な生活の確保とは、国民の生命身体健康、その生活の基盤となる重要な財産や重要な生業手段の確保をその中核とするものである。

また、環境影響評価法は、環境基本法20条の規定を受けて制定されており、環境影響評価法11条第4項は、明示的に、環境影響評価法に基づく環境影響評価制度が、環境基本法第14条に定める事項の確保を旨としなければならないことを定めている。したがって、環境影響評価法の目的規定にいう「その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされること」とは、環境基本法第14条に定める、「人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環

境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。」を確保することが第一である。

## イ 関係地域に居住し又は勤務する人に対する特別の手続的保障が与えられていること

第二に、関係地域に居住し又は勤務する人に対する特別の手続的保障が与えられている（手続）。

すなわち、環境影響評価法は、6条及び15条において、事業者は「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」（以下「関係地域」という）を事業ごとに特定することとし、その上で、関係地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、方法書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という）を送付し（環境影響評価法6条1項）、関係地域内において方法書及び要約書を縦覧に供し（環境影響評価法7条）、関係地域内において方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない（環境影響評価法7条の2第1項）と定めている。また、準備書についても、事業者は、関係地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、送付し（環境影響評価法15条）、関係地域内において準備書及びその要約書を縦覧に供し（環境影響評価法16条）、関係地域内において準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない（環境影響評価法17条1項）と定め、環境影響評価法は、関係地域に居住し又は勤務する人については、特別の手続き的配慮をしている。そして、関係地域に居住し又は勤務する人が提出する意見についても、環境影響評価法は、日本の法令の中で、極めて高い位置付けを与えている。

関係地域の定めについては、神奈川県環境影響評価条例（昭和55年10月20日条例第36号）（以下「県条例」という）も、県条例上の関係区域を事業者に定めるように義務付け、その区域の住民等に対し、周知徹底・説明会開催などを事業者に義務付け、さらに、その区域の住民等を準備書公聴

会の対象とし（県条例48条）、知事が環境影響評価法20条1項又は5項の規定により意見を述べるにあたり、準備書公聴会における県条例上の関係区域の住民等が述べた意見については、「環境保全上の見地から十分考慮する」よう定め、県条例上の関係区域の住民等の意見についての配慮義務も定め、県条例の関係区域に居住し又は勤務する人について、特別の手続き的配慮をしている。

**ウ 北総鉄道運賃値上認可取消事件・東京地裁平成25年判決は参照されるべき裁判例であり、この点についての被告の主張は理由がないこと**

この点、東地判平成25年3月26日判例時報2209号79頁（以下「北総鉄道運賃値上認可取消事件・東京地裁平成25年判決」という）が「鉄道事業法の関係法令が、鉄道利用者に一定の手續関与の機会を付与している」ことに注目して、原告適格を肯定している点は、参照されるべきである。

なお、被告は、北総鉄道運賃値上認可取消事件・東京地裁平成25年判決は、第一に、根拠法令や保護されるべきとする利益内容も異にする本件事案において参考にされるべきでない、第二に、「鉄道事業法65条の意見聴取手續は利害関係人等を特定・対象を限定するものであるから」、本件とはこの点においても前提を異にする、と主張する（被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(4)」「エ」・26頁）ので、この点について検討する。

第一の点においては、根拠法令や保護されるべきとする利益内容も異にすることはその通りである。

しかし、北総鉄道運賃値上認可取消事件・東京地裁平成25年判決における運賃認可処分の保護利益である、鉄道乗車の利益は、同判決が「当該鉄道を利用するあらゆる者が旅客運賃認可処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有することになるとはいいい難い。」といている通り、鉄道を利用するという利益そのものは、一般的には、本件の大気汚染で問題となっている、人の生命健康などの利益よりも、弱いもので、一般的公益に近い。同判

決で具体的に問題となっている、居住地から職場や学校等への日々の通勤や通学等の手段として反復継続して日常的に鉄道を利用している利益については、個別的利益として保護されるべき必要性が強くなるが、それも、本件の大気汚染で問題となっている、人の生命健康などの利益を超えるものではない。そうしてみると、保護されるべき利益からみても、北総鉄道運賃値上認可取消事件・東京地裁平成25年判決の判示が考慮されないということにはならない。むしろ、居住地から職場や学校等への日々の通勤や通学等の手段として反復継続して日常的に鉄道を利用している利益が侵害されるおそれがある場合において、意見に対する事業者の応答義務や配慮義務が定められている環境影響評価法や県条例に定められている手続き保障に比べ、はるかに弱い、単に意見を述べる機会を設けているに過ぎない鉄道事業法65条の手続き保障でさえ、「鉄道利用者に一定の手続関与の機会を付与している」として、手掛りとなる、「法令の仕組み」としていることは、本件においても十分に参考にされるべき点である。

また、第二の点の被告の主張は、環境影響評価法が、本件の環境影響評価法6条及び15条の関係地域に居住し又は勤務する人に対し、関係地域内における、方法書及び要約書の縦覧（環境影響評価法7条）、方法書説明会の開催（環境影響評価法7条の2第1項）、準備書及びその要約書の縦覧（環境影響評価法16条）、準備書説明会の開催（環境影響評価法17条1項）といった形で、対象を限定した、特別の手続き的配慮をしている点を、看過しているものである。

しかも、県条例は、県条例上の関係区域の住民等を準備書公聴会の対象とし（条例48条）、知事が環境影響評価法20条1項又は5項の規定により意見を述べるにあたり、準備書公聴会における県条例上の関係区域の住民等が述べた意見については、「環境保全上の見地から十分考慮する」よう定めており、県条例上の関係区域の住民等の意見についての配慮義務も定め、県条例の関係区域に居住し又は勤務する人について、対象を限定した、特別の

手続き的配慮をしている。被告の主張はこの点も無視するものであって、理由がない。

**エ 原告らの具体的利益を侵害する可能性のある、大気汚染物質、温排水及びCO<sub>2</sub>が、発電所アセス省令において、火力発電所について、環境影響評価項目として指定されていること**

第三に、原告らの具体的利益を侵害する可能性のある、大気汚染物質、温排水及びCO<sub>2</sub>が、発電所アセス省令において、火力発電所について、環境影響評価項目として指定されている（内容）。

すなわち、火力発電所においては、環境影響評価法5条で定める主務省令として、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）（以下「発電所アセス省令」という）（甲5・乙5）が定められており、発電所アセス省令は、火力発電所についての環境影響評価項目として、大気質として、硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）、浮遊粒子状物質（SPM）などの大気汚染物質を、温排水についての水温及び流向及び流速を、温室効果ガスとして、CO<sub>2</sub>を、具体的に指定している（発電所アセス省令第21条1項2号及び別表第二）。

県条例でも、条例4条に基づく評価項目として、神奈川県環境影響評価条例施行規則（昭和56年1月31日規則第11号）（甲61）（以下「県規則」という）の3条・別表第2において、大気汚染、水象、温室効果ガスを指定している（県規則3条、別表第2）。それに基づいて、神奈川県環境影響評価技術指針（平成10年2月6日環審第73号）（甲62）（以下「県アセス技術指針」という）が定められており、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続きにおいても、神奈川県内の事業については、環境影響評価法

が対象とする項目についての選定手続き、各項目の調査、予測、評価にあたり神奈川県が定める技術指針（県アセス技術指針）に配慮すべき（県条例30条、39条）とされている。

オ 小括 確定通知処分に関連する、法、環境影響評価法及び県条例の規定の、目的、手続、内容の定めの中には、手掛かりとなる規定が存在するから、本件のように、生命身体健康又は重要な財産、重要な生業手段などといった重大な利益を、不可逆的な形で深刻に侵害する、といった、一般的公益の中に吸収解消させることが困難な利益が深刻に侵害される場合においては、本件の確定通知処分についての、法、環境影響評価法及び県条例の定めは、本件において原告らが主張する具体的利益を、個々人の個別的利益として保護するものといえること

以上の通り、確定通知処分に関連する、法、環境影響評価法及び県条例の規定の、目的、手続、内容の定めの中には、手掛かりとなる規定が存在する。

したがって、本件のように、① 本件の新設発電所からのCO<sub>2</sub>の排出によって、地球温暖化が進行し、その結果、土砂災害や水害の発生を高め、熱中症を起し、漁業資源・海中観光資源が失われるなど、生命身体健康又は重要な財産、重要な生業手段などといった重大な利益を、不可逆的な形で深刻に侵害する、② 本件の新設発電所のSO<sub>x</sub>（硫黄酸化物）、NO<sub>x</sub>（窒素酸化物）、ばいじんや微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）などの浮遊粒子状物質（SPM）などの大気汚染物質の排出によって、生命身体健康という重大な利益を、不可逆的な形で深刻に侵害する、③ 温排水によって、漁業資源という重要な生業手段という重大な利益を不可逆的な形で深刻に侵害する、といった、一般的公益の中に吸収解消させることが困難な利益が深刻に侵害される場合においては、本件の確定通知処分についての、法、環境影響評価法及び県条例の定めは、本件において原告らが主張する具体的利益を、個々人の個別的利益として保護するものといえる。

(5) 被告の主張について その1 環境影響評価法の趣旨・目的（被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(2)」「ア」について）

ア 被告の主張

被告は、被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(2)」「ア」において、環境影響評価法は、大気汚染防止法などの目的規定の記載と異なり、人の健康の保護等を直接の目的として掲げていないから、人の健康等を個々人の個別的利益として保護することまでを目的としたものではないと主張する。

イ 環境影響評価法の環境法体系における位置付けを考えれば、環境影響評価制度は、人の健康や生活環境（生活環境には、生業手段としての漁業資源なども含まれる。環境基本法2条3項）が確保されるように、環境の保全についての適正な配慮を求めていると解されること

しかし、これは、環境影響評価法の環境法体系における位置付けを理解しない主張である。

環境影響評価法（平成9年法律第81号）は、1997年（平成9年）に制定された法律であるが、1993年（平成5年）に制定された、環境基本法20条の規定を受けて制定されたものである。

環境基本法は、14条において、同法の第2章「環境の保全に関する基本的施策」の基本的指針を定めているが、同条では、「この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。」とし、その「次に掲げる事項」の「一」として、「人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。」と定めている。

したがって、環境基本法第2章に定める「環境の保全に関する基本的施策」として定められたものは、「人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環

境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。」がまず第一の目的として行われる。

環境影響評価法は、前述の通り、環境基本法20条の規定を受けて制定されているので、同法の目的規定にいう「その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされること」とは、「人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。」を確保することが第一である。同法11条第4項は、明示的に、環境影響評価法に基づく環境影響評価制度が、環境基本法第14条に定める事項の確保を旨としなければならないことを定めている。

その意味では、環境影響評価制度は、人の健康や生活環境（生活環境には、生業手段としての漁業資源なども含まれる。環境基本法2条3項参照）が確保されるように、環境の保全についての適正な配慮を求めているのである。

実際、発電所アセス省令は、環境影響評価法11条第4項の規定を受けて、同省令の22条1項柱書き及び同項1号において、大気質などの調査、予測、評価は、人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法で行う旨を定めている。

以上からすれば、環境影響評価法が、人の生命健康や漁業資源という重要な生業手段を、個々人の個別的利益として保護することを目的としていることは条文解釈上明らかである。

「環境影響評価法が（中略）人の健康等を個々人の個別的利益として保護することまでを目的としたものではない」とする、被告のこの点の主張は誤っている。

ウ 大気汚染防止法との比較について 環境影響評価制度は、大気汚染防止法のような、基準クリア型の規制的手法による環境保全策では十分ではない環境負荷の低減について、可能な限り環境負荷を低減し、最善の環境保全を実

現することを旨とするものであり、手法は異なるものの、いずれも、環境基本法第14条に定める事項の確保のための制度であること

また、被告は、大気汚染防止法との比較を論じているが、一定の基準を設け、その基準を遵守させるという、基準クリア型の規制的手法を用いて環境保全を図る、大気汚染防止法などの規制立法と、環境影響の回避策をとるよう努め、それが不可能なときに低減策をとり、低減策でも不十分な場合に代替措置を検討するという、可能な限り環境負荷を低減し、最善の措置をとるべきこと（ベスト追求型）を中心とする、環境影響評価制度との違いを基本的に理解していない。

環境影響評価制度は、基準クリア型の規制的手法による環境保全策では十分ではない環境負荷の低減について、可能な限り環境負荷を低減し、最善の環境保全を実現することを旨とするものであって、その手法は異なる（環境影響評価手続における手法は、参加手法と情報手法の組み合わせである）。

手法が異なるものの、いずれも、環境基本法第14条に定める事項の確保のための制度である。

**エ 関西水俣病訴訟最高裁判決に照らしてみれば、被告の主張を前提としても、環境影響評価制度が、人の健康等を個々人の個別的利益として保護することを目的としていると解すべきことになること**

なお、被告は、少なくとも、環境影響評価法が、間接的に人の健康等を保護することは認めているようであるが、そのような場合についても、そうした権限は、「周辺住民の生命、健康の保護をその主要な目的の一つとして、適時にかつ適切に行使されるべきものである。」と考えるのが最高裁判所の判例の立場である（最高裁判所平成13年（オ）第1194号、1196号、平成13年（受）第1172号、1174号事件・平成16年10月15日第二小法廷判決、関西水俣病訴訟最高裁判決）。

同判例は、熊本県漁業調整規則は水産動植物の繁殖保護等を直接の目的とするものではあるが、それを摂取する者の健康の保持等をもその究極の目的

とするものであると解されることから、県は、熊本県漁業調整規則に基づく権限を、周辺住民の生命、健康の保護をその主要な目的の一つとして、適時にかつ適切に行使されるべきものであるとしている。

この立場からすれば、被告の主張を前提としても、環境影響評価制度が、人の健康等を個々人の個別的利益として保護することを目的としていると解すべきことになる。

(6) 被告の主張について その2 電気事業法の趣旨・目的（被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(2)」「イ」について）

ア 被告の、「経産大臣においては、評価書が「環境の保全についての適正な配慮」がなされているものであることを確認するが、それを超えて、火力発電所の周辺住民等の健康等の具体的利益（ママ）を保護するためのものとして、環境影響評価を位置づけるものではない」との主張は、法及び発電所アセス省令に定める環境影響評価制度は環境基本法20条に基づくものであり、したがって、環境基本法第14条に定める事項の確保を旨としなければならぬこと、及び、被告が定めた、発電所アセス省令も、同省令の22条1項柱書き及び同項1号において、大気質などの調査、予測、評価は、人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法で行う旨を定めていることに反し、誤っていること

被告は、被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(2)」「イ」「(イ)」「a」において、法は、「経産大臣においては、評価書が「環境の保全についての適正な配慮」がなされているものであることを確認するが、それを超えて、火力発電所の周辺住民等の健康等の具体的利益（ママ）を保護するためのものとして、環境影響評価を位置づけるものではない」と主張する。

しかし、この主張は、関連する条文の構造を理解せず、自ら定めた、発電所アセス省令の条文の規定にすら、真っ向から反するものである。

すなわち、すでに述べた通り、法及び発電所アセス省令に定める環境影響評価制度は、環境基本法20条に基づくものであり、したがって、環境基本

法第14条に定める事項の確保を旨としなければならない。また、発電所アセス省令も、環境基本法第14条に定める事項の確保を旨としなければならない（環境影響評価法11条第4項）。そして、実際、発電所アセス省令は、同省令の22条1項柱書き及び同項1号において、大気質などの調査、予測、評価は、人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法で行う旨を定めている。

以上の通り、法及び発電所アセス省令に基づく環境影響評価制度も、環境基本法第14条に定める事項の確保、具体的には、人の健康が保護され、及び生活環境が保全されることを旨として行われるものであって、人の健康や漁業資源という重要な生業手段の保全を個々人の個別的利益として保護することを目的としていることは、以上の条文解釈上明らかである。被告のこの点の主張は誤っている。

イ 被告の、「電事法は、評価書の遵守を強制的権限をもって確保するものとしていないから、環境影響評価の手續や評価書に基づいて講じられる環境保全措置等が、人の健康等の個々人の具体的利益を保護するためのものとして位置づけていない」との主張は、環境基本法第2章に定められている通り、環境基本法第14条に定める事項の確保のためには、同法21条に定める規制的手法だけでなく、同法22条に定める経済的手法、同法26条に定める参加手法、同法27条に定める情報手法、そして、環境影響評価制度が、様々な形で機能していかなければならないという点の認識を欠く不適切なものであるとともに、法は、法46条の20において、法的な義務を発電事業者に課しており、その履行確保手段として、発電事業者に対する報告徴求権限（法106条3項、電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）26条第2項5号）、この報告義務違反に対する処罰規定（法120条12項）、強制立入検査権（法107条2項）も設けていることを無視ないし軽視する不適切なものであること

また、被告は、被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(2)」「イ」のb及び

cにおいて、「電事法は、火力発電所の設置工事、維持及び運用の各段階において、強制的権限をもって技術基準適合性の確保を求めており、このことにより人の健康等の個々の人的具体的利益を図っている」一方、「評価書の遵守を強制的権限をもって確保するものとしていない」から、「環境影響評価の手続や評価書に基づいて講じられる環境保全措置等が、飽くまで、事業者に環境保全のための適正な配慮を促し、良好な環境を保全するためのものであって、」人の健康等の個々の人的具体的利益を保護するためのものとして位置づけていないと主張する。

しかし、前述した通り、法及び発電所アセス省令に定める環境影響評価制度は環境基本法20条に基づくものであり、したがって、環境基本法第14条に定める事項の確保を旨としなければならず、発電所アセス省令も、同省令の22条1項柱書き及び同項1号において、大気質などの調査、予測、評価は、人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法で行う旨を定めている。

被告の主張は、これらの条文の構造を理解せず、自ら定めた、発電所アセス省令の条文の規定にすら、真っ向から反するものである。

また、基準クリア型の規制的手法として、強制的権限をもって技術基準適合性の確保を求める制度があるからといって、参加手法及び情報手法を用いて、可能な限り環境負荷を低減し、最善の環境保全を実現することを目指す環境評価制度の目的が、環境基本法第14条に定める事項の確保にはないことにはならない。

むしろ、環境基本法第2章に定められている通り、環境基本法第14条に定める事項の確保のためには、同法21条に定める規制的手法だけでなく、同法22条に定める経済的手法、同法26条に定める参加手法、同法27条に定める情報手法、そして、環境影響評価制度が、様々な形で機能していかなければならないのである。被告の主張は、規制的手法のみが、環境基本法第14条に定める事項の確保のためのものであるかのように主張するものと

も解されるが、それは、著しく時代遅れのものである。環境基本法第4条が規定する通り、1990年前後から、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築が、人々の権利を確保するために極めて重要な意味を持つことになっていった。規制的手法が意味を失うことはないが、規制的手法は、基準に適合するかどうかを定めるだけなので、環境負荷を少なくするという目的達成のためには必ずしも十分ではない。そうした中で、同法22条に定める経済的手法、同法26条に定める参加手法、同法27条に定める情報手法、そして、環境影響評価制度（ベスト追求型）が重要な意味を持っているのである。

さらに、「評価書の遵守を強制的権限をもって確保するものとしていない」との被告の主張（被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(2)」「イ」c）も重大な誤りである。

法は、40条のような直接的な命令を出す規定は定めていないものの、法46条の20は、任意規定あるいは努力義務規定ではなく、法的な義務を、発電事業者に課すものである。また、法106条3項、電気事業法施行令（昭和40年政令第206号）26条第2項5号によって、発電事業者に対する報告徴求権限があり、この報告義務違反に対しては、処罰規定もあり（法120条12項）、強制立入検査権もある（法107条2項）。

規制的手法とは異なる手法ではあるが、その手法に応じて、義務の履行確保の手段が設けられており、決して、法は、「評価書の遵守を強制的権限をもって確保するものとしていない」訳ではない。

被告の主張は、このように、法46条の20の義務が法的義務であり、具体的なその履行確保手段もあることを無視ないし軽視するものであって適切ではない。

**(7) 被告の主張について その3 火力発電所についての環境影響評価項目として、大気質として、硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）、浮遊粒子状物質（SPM）などの大気汚染物質が挙げられていることとの関係**

(被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(3)」) 被告の主張は、環境基本法第14条以下の法的構造を理解しないだけでなく、環境影響評価法に基づいて、環境大臣が定める基本的事項の「第四 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項」の「二」の(1)の規定、及び、自ら定めた、発電所アセス省令第22条1項柱書き及び同項1号の定めにも反するものであって、誤っていること

被告は、被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(3)」において、「環境影響評価の項目は、飽くまで、「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」を旨として評価されるものであって」、「地域住民等の健康等を個別具体的な利益(ママ)として、人の健康や生活環境を保護する趣旨を含むものではない」と主張する。

しかし、法及び発電所アセス省令に基づく環境影響評価制度も、環境基本法第14条に定める事項の確保を旨として行われるものであって、人の健康等を個々人の個別的利益として保護することを目的としていることは、すでに繰り返し述べてきたところである。

また、この点は、以下のような、具体的規定からも明らかである。

すなわち、

第一に、環境影響評価法第11条第4項の規定により主務大臣が定めるべき「環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針」(「環境影響評価項目等選定指針」)である、「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」(平成9年12月12日環境庁告示第87号)(甲4・乙4)(以下「基本的事項」という)(この「基本的事項」は、法律の委任に基づく法規命令である)は、その「第四 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項」の「二」の(1)において、「「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」に区分される選定項目については、環境基本法第14条第1号に掲げる事項の確保を旨として、当該選定項目に係る環境要素に含

まれる汚染物質の濃度その他の指標により測られる当該環境要素の汚染の程度及び広がり又は当該環境要素の状態の変化（構成要素そのものの量的な変化を含む。）の程度及び広がりについて、これらが人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握するため、調査、予測及び評価を行うものとする。」と定めている（下線部は、原告代理人）が、これは、上記の点を明示的に明確にしたものである。

また、上記基本的事項の定めを受けて、本件の実質的な被告である、経済産業省は、自ら、発電所アセス省令を定め、同省令の22条1項柱書きにおいて、「特定対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法の選定は、（中略）、次の各号に掲げる選定項目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、（中略）行うものとする。」と定め、その1号において「前条第3項において準用する第5条第3項第1号に掲げる環境要素に係る選定項目 汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法」と規定する（下線部は、原告代理人）。

「前条第3項において準用する第5条第3項第1号に掲げる環境要素」の最初に掲げられているのは「大気質」である。

してみると、被告は、自ら、大気質について、人の健康や生活環境に及ぼす影響を把握するために、調査、予測及び評価の手法を選定すると定めているのである。

以上からすれば、火力発電所についての環境影響評価項目として、硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）、浮遊粒子状物質（SPM）などの大気汚染物質による、大気質についての環境影響の、調査、予測、評価は、人の健康や生活環境に及ぼす影響を把握するために行うべきとされているのである。

これらの条文の定めからしても、火力発電所についての環境影響評価項目

が人の健康等を個々人の個別的利益として保護することを目的として、選定され、その調査・予測・評価もされることが明確である。

被告の主張は、環境基本法14条以下の法律の法的構造を理解しただけではなく、環境影響評価法に基づいて、環境大臣が定める基本的事項の「第四 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項」の「二」の(1)の規定及び、自ら定めた、発電所アセス省令22条1項柱書き及び同項1号の定めにも反するものであって、誤っている。

(8) 被告の主張について その4 環境影響評価法の意見聴取手続について  
(被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(4)」)

ア 被告の主張

被告は、被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(4)」において、「原告ら指摘に係る環境影響評価法の各規定は、地域住民を一定の配慮をされる者として位置づけ、それ以上に地域住民の個別的な利益を確保するための制度を設けていない」とし、これらの規定をもって、環境影響評価法及び法に基づいて行われる環境影響評価の手続きが人の健康や生活環境を個別具体的な利益として保護しようとするものということとはできないと主張する。

イ 小田急高架大法廷・平成17年判決は、シェリー・アーンシュタインのいう「形ばかりの参加」に過ぎない都市計画法16条、17条の規定についても、都市計画法の趣旨・目的を解釈する手掛かりとし、個々の住民に対して、騒音被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するとしているところ、環境影響評価法は、都市計画法16条、17条をはるかに上回る、配慮義務（環境影響評価法11条1項及び21条第1項柱書き、応答義務（同法14条1項4号及び21条第2項4号）の規定を定め、さらに、関係地域内において方法書及び要約書、準備書を縦覧に供する義務（方法書について環境影響評価法7条、準備書について環境影響評価法16条）、関係地域内において方法書、準備書の記載事項を周知させるための説明会を開催する義務（方法書について環境影

響評価法7条の2第1項、準備書について環境影響評価法17条1項)を定めているのであるから、これらの手続き的配慮は、大気汚染による健康又は生活環境に係る著しい被害及び温排水によって生業手段に対する著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に対し、そのような被害を受けないという利益をその者の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解されるべきこと

しかし、小田急高架大法廷・平成17年判決は、都市計画法上の事業認可に関する、都市計画に関する都市計画法の規定として、「(都市計画法は)都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認められるときは、公聴会の開催等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとし(16条1項)、都市計画を決定しようとする旨の公告があったときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧に供された都市計画の案について意見書を提出することができるものとしている(17条1項、2項)」を挙げ、これらの規定も一つの手掛かりとして、都市計画法の趣旨・目的を解釈し、「騒音、振動等によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある個々の住民に対して、そのような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。」と判示している。

都市計画法16条は、「必要な措置を講ずる」と定めるものであって、具体的な参加の手続き的保障を義務づけていない。また、17条の意見書提出手続きは、意見に対する応答義務も配慮義務もない(同法第18条及び第19条)ものであって、環境影響評価法における、参加の権利と比較して弱いものに過ぎない。

参加の保障の強さは、意見を言うことができるとする規定だけではわからない。参加の程度・段階については、アメリカ合衆国の社会学者のシェリ

一・アーンシュタインの論文である「参加のはしご」<sup>2</sup>がしばしば引用されるが、参加の保障にとっては、「意見を言うことができる」という規定だけでは不十分であり、そうした意見への配慮が義務づけられているかどうか、意見に対する応答が義務づけられているかどうか（意見をどう配慮したかなどのプロセスを书面化することを含む）によって、意味ある応答がされていくことになる<sup>3</sup>。

日本の現在の法律（形式的意味での法律をいう）の中で、このような「意味ある応答」を制度化しているのは、環境影響評価法だけであり<sup>4</sup>、都市計画法16条、17条の参加は、同法18条、19条規定の通り、「意見書の要旨」が都市計画審議会に提出されるだけで、16条、17条を通じて得られた意見に配慮すべき義務も、その意見をどのように考慮し、どうして採用しなかったなどの応答を書面で明示的に示す義務も定められていない。

都市計画法16条、17条の参加は、シェリー・アーンシュタインのいう「形ばかりの参加」に過ぎない。

しかし、小田急高架大法廷・平成17年判決は、このような参加のみを定める、都市計画法16条、17条の規定についても、都市計画法の趣旨・目的を解釈する手掛かりとし、個々の住民に対して、そのような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するとしているのである。

環境影響評価法は、「事業者は、（中略）第18条第1項の意見（準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者が、所定の期間内に、所定の方法で、提出した意見）に配意して準備書の記載事項について検討を加え」ることを義務付け（同法21条第1項柱書き）、さらに、「第18条第

---

<sup>2</sup> Sherry R. Arnstein 'A Ladder Of Citizen Participation' Journal of the American Institute of Planners 35, 216-224, 1969

<sup>3</sup> 原科幸彦「環境アセスメントと住民合意形成」廃棄物学会誌 13(3), 151-160, 2002-05-31（甲63）

<sup>4</sup> 原科幸彦・前掲154頁（甲63）

1項の意見についての事業者の見解」の記載を求めている（同法21条第2項4号）。準備書の段階でも、同様の規定を設けている（配慮義務・同法11条1項、応答義務・同法14条1項4号）。

環境影響評価法は、それに加えて、関係地域内において方法書及び要約書、準備書を縦覧に供する義務（方法書について環境影響評価法7条、準備書について環境影響評価法16条）、関係地域内において方法書、準備書の記載事項を周知させるための説明会を開催する義務（方法書について環境影響評価法7条の2第1項、準備書について環境影響評価法17条1項）を定めている。

これらから見て、環境影響評価法は、少なくとも関係地域内に居住し又は勤務する人に対し、都市計画法16条、17条の規定をはるかに上回る、特別の手続き的配慮をしている。

したがって、これらの手続き的配慮は、大気汚染による健康又は生活環境に係る著しい被害及び温排水によって生業手段に対する著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に対し、そのような被害を受けないという利益をその者の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。

ウ 被告は、環境影響評価法第21条第2項4号の事業者の見解を記載すべき場合は、準備書の記載を修正する必要がある場合に限られるとしているがこれは明らかな誤りであること、被告のこの誤りは、環境影響評価手続きにおける、事業者の応答義務の持つ意味を理解せず、環境影響評価手続きをいかに軽視しているかを明らかにするものであること、自ら規定した通商産業省令にも反すること、そして、経済産業省が、今回の主張の通り、環境影響評価手続きを運用しているとすれば、それは、制度の趣旨を理解しないまま、法律の定め及び自ら定めた省令にも反して、環境影響評価手続きを運用していることになり、極めて重大な問題であること

なお、これに関連して、被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(4)」の

「ウ」の被告の主張には、明らかな誤りが見られるので、指摘しておきたい。

被告は、被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(4)」の「ウ」（準備書面(1)25頁）において、「環境影響評価法21条2項4号は、（中略）準備書の記載を修正する必要があるときに限って、市民等意見の概要等に加え、その市民等意見に対する事業者の見解を記載すべきことを規定したものに過ぎない」と主張する。

しかし、この主張は明らかな誤りである。

環境影響評価法21条2項柱書きの文理から明らかなように、4号の「事業者の見解」は、準備書の記載を修正する必要がある場合に限られない。環境影響評価法21条2項柱書きは、「事業者は、（中略）同項第三号の規定による（中略）環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書を、第2条第2項第1号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより作成しなければならない。」としており、修正をしていない場合にも、事業者の見解を示すべきことを規定している。

ちなみに、環境影響評価法第4条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第1項、第11条第1項、第12条第1項、第14条第1項並びに第21条第2項の規定に基づく、主務省令である、発電所アセス省令（この省令は、前述の通り、本件の実質的な被告である、経済産業省が策定したものである）は、33条1項において、「特定対象事業に係る法第21条第2項に規定する評価書には、法第21条第2項第1号から第4号まで及び前条第1項に掲げる事項に加え電気事業法第46条の14第1項に規定する勧告の内容を記載するものとする。」と規定し、同条2項において、「前項に掲げる事項のうち、準備書に記載されている事項を修正した場合にあっては、当該準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。」と規定する。発電所アセス省令33条2項と1項の規定からは、準備書に記載されている

事項を修正するかどうかに関わらず、環境影響評価法第21条第2項第1号から第4号までに規定されている事項を評価書に記載すべきであることとなる。

してみると、この点の被告の主張は、自ら規定した省令にも反するものとなる。

ちなみに、事業者が、市民等意見を十分に考慮したが、修正する必要がないと考える場合にも、その理由を記載することが、応答の内容として重要であることは言うまでもない。

被告のこの点の主張は、環境影響評価手続きにおける、事業者の応答義務の持つ意味を理解せず、環境影響評価手続きをいかに軽視しているかを明らかにするものである。

また、経済産業省が、今回の主張の通り、環境影響評価手続きを運用しているとすれば、それは、制度の趣旨を理解しないまま、法律の定め及び自ら定めた省令にも反して、環境影響評価手続きを運用していることになり、極めて重大な問題である。

**エ 配慮義務の意味を軽く考えるかのような被告の主張は、条文上も、努力義務などではなく、義務規定として定められ、単に考慮するというだけではなく、考慮の結果とその理由を文書で説明するところまで求められているという点を誤って理解している点で、極めて不適切であること**

また、被告は、その前の部分（被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(4)」の「イ」）の最終段落において、「「配慮」とは・・・すぎない」として、「配慮」の意味を軽いものであるかのように表現しているがこれも極めて不適切である。

前述した都市計画法18条、19条の規定などは、意見が審議会に提出されるべきことを規定するにとどまり、その意見を配慮することも何ら義務として定めていない。それに対し、環境影響評価法は、11条1項、21条1項柱書きにおいて、明確に配慮義務を定め、さらに配慮した結果を书面化し

て応答する義務まで課している（14条1項4号、21条第2項4号）。

これは、単に考慮するというだけではなく、考慮の結果とその理由を文書で説明するところまで求められているという点で、真摯な検討を求められているのである。その義務は、条文上も、努力義務などではなく、義務規定として定められている。

この配慮義務について、軽く捉えるかのような被告の主張は、環境影響評価制度の本質についての理解を誤るものと思えないものである。

なお、環境影響評価法では、この配慮を意味する用語として「配意」「勘案」などの用語が用いられているが、これらの用語の意味は同一である。いずれも、十分に考慮に入れ検討することであり、しかも、その検討結果とその結果に至る理由は、後に、文書化して公表することが求められている（14条1項4号、21条第2項4号）のである。

**(9) 被告の主張について その5 県条例の意見聴取手続について（被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(5)」）**

**ア 被告の主張**

被告は、被告の準備書面(1)の「第2」「2」「(5)」において、県条例が定める条例関係地域の住民に対する周知等の手続きは、本件発電所の設置にかかる法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きとは、環境影響の評価項目の対象自体を異にする、別異の法令に基づく環境影響評価手続きであって、双方はその守備範囲を異にすることが予定された手続きというほかない。それゆえ、本件では、県条例の上記規定を前提にして、法46条の17第2項に基づく原告適格を論ずる素地自体がそもそもないと主張する。

**イ 被告の主張が、県条例の理解を誤るものであること 県条例は、① 環境影響評価法に基づき知事が意見を述べる際の諸手続（県条例48条（公聴会の開催）、50条2項（知事意見を言う場合の、準備書公聴会における意見の考慮義務）及び、② 環境影響評価法が対象とする項目についての選定手続き、各項目の調査、予測、評価にあたり神奈川県が定める技術指針に配慮す**

べきこと（県条例30条、39条）といった、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きについても定めており、それらの規定により特別の配慮を受けている、県条例上の関係地域の住民等は、県条例によって、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きにおいて、高い手続的保障を与えられているといえること

「電事法46条の17第2項に基づく原告適格」という被告の表現自体が適切ではない。おそらく、「電事法46条の17第2項の処分を争う原告適格」という意味と思われるので、その意味で論じる。

この点の被告の主張は、県条例の理解を誤るものである。

県条例は、電事法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きと対象自体を異にする項目についての手続きを定めるだけではない。

県条例は、① 環境影響評価法に基づき知事が意見を述べる際の諸手続（県条例48条（公聴会の開催）、50条2項（知事意見を言う場合の、準備書公聴会における意見の考慮義務）及び、② 環境影響評価法が対象とする項目についての選定手続き、各項目の調査、予測、評価にあたり神奈川県が定める技術指針（県アセス技術指針）に配慮すべきこと（県条例30条、39条）といった、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きについても定めている。

これらは、環境影響評価法61条2項に基づいて、地方公共団体が、環境影響評価についての当該地方公共団体における手続として定めた、必要な規定である。

被告の主張は、県条例に明記された、これらの条文の定めを看過するものであって、誤っている。

そして、県条例48条1項は、準備書公聴会は、「条例準備書関係住民等その他の規則で定めるものを対象として」開催するとしており、手続き上、県条例上の関係地域の住民等に対し、特別な手続的配慮をしている。

しかも、同条例50条2項は、知事に対し、環境影響評価法20条1項又

は5項の規定により意見を述べるにあたり、準備書公聴会における県条例上の関係地域の住民等が述べた意見については、「環境保全上の見地から十分考慮する」と定めており、県条例上の関係地域の住民等の意見についての知事の配慮義務も定めている。

そして、環境影響評価法は、住民らの意見（同法18条1項の意見）と並んで、知事の意見（同法20条1項又は5項の意見）について、事業者に配慮義務を課している（同法21条1校）。

以上からすれば、県条例は、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きにおける参加手続きについて、県条例48条、50条等の規定によって、特に、県条例上の関係地域の住民等に対して、高い手続的保障を与えている。しかも、県条例48条、50条の規定は、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きにおける、具体的な参加手続きを条例で規定したものの（環境影響評価法61条2項）であって、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きにおける、原告適格を考慮するにあたり、重視すべき規定である。

(10) 小括 県条例は、① 環境影響評価法に基づき知事が意見を述べる際の諸手続（県条例48条（公聴会の開催）、50条2項（知事意見を言う場合の、準備書公聴会における意見の考慮義務）及び② 環境影響評価法が対象とする項目についての選定手続き、各項目の調査、予測、評価にあたり神奈川県が定める技術指針に配慮すべきこと（県条例30条、39条）といった、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きについても定めており、それらの規定により特別の配慮を受けている、関係地域の住民は、県条例によっても、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きにおいて、高い手続的保障を与えられているといえること

以上の通り、法、環境影響評価法及び県条例は、大気汚染によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある個々の住民及び温排水によって生業手段に対する著しい被害を直接的に受けるおそれのある

者に対して、そのような被害を受けないという利益をその者の個別的利益としても保護している。

2 同「3」の「関係地域居住者、本件発電所から20キロメートル以内の居住者、温排水によって生業手段に対する被害を受けるおそれのあるとする原告らに原告適格が認められるとする原告らの主張は理由がないこと」について

(1) 関係地域と小田急高架大法廷・平成17年判決と環境影響評価法6条との関係（被告の準備書面(1)の「第2」「3」「(2)」）

ア はじめに

以上の通り、法、環境影響評価法及び県条例は、大気汚染によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者及び温排水によって生業手段に対する著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に対して、そのような被害を受けないという利益をその者の個別的利益としても保護している。

では、大気汚染によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者及び温排水によって生業手段に対する著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、どの範囲の者を指すか。

イ 小田急高架大法廷・平成17年判決との関係 環境影響評価法6条・15条の関係地域は、実際の影響と無関係に定められているものではなく、実際に影響を受けるおそれがある地域を、指定していること、特に、本件の大気汚染との関係では、「大気汚染評価物質の移流及び拡散の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域」が環境影響評価法6条・15条の関係地域に該当するのであり、それが大気汚染の人の健康等への影響を考慮していること、したがって、騒音という人の健康などに影響を及ぼす被害を与えるおそれが及ぶと考慮される地域でもある、東京都環境影響評価条例2条5号の規定する関係地域に居住する住民などについて原告適格を肯定した、小田急高架大法廷・平成17年判決に照らしてみても、本件の大気汚染について、環境影響評価法6条・15条の関係地域に居住又

## は勤務する人について原告適格が肯定されること

この点、小田急高架大法廷・平成17年判決は、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号。平成10年東京都条例第107号による改正前のもの。）の「事業者が対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域で当該対象事業の実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれがある地域」（東京都環境影響評価条例2条5号，13条1項）として定められた、関係地域内に居住している者について、その者の居住地と本件鉄道事業の事業地との距離関係などに加えて、東京都環境影響評価条例2条5号の規定する関係地域が、対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域で当該対象事業の実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれがある地域として被上告参加人が定めるものであることを考慮し、著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に該当する、と判断している。

その点、小田急高架事件の後に制定された環境影響評価法（小田急高架事件の都市計画法59条2項の事業認可がされたのは、平成6年5月19日、そのもととなる都市計画決定がされたのは、平成5年2月1日であり、環境影響評価法が制定されたのは、平成9年である）は、その6条1項及び15条において、平成10年東京都条例第107号による改正前の東京都環境影響評価条例2条5号と同趣旨の定めをし、事業者は「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」（以下「関係区域」という）を事業ごとに特定することとし、その上で、関係地域内における、方法書及び要約書の縦覧（環境影響評価法7条）、方法書説明会の開催（環境影響評価法7条の2第1項）、準備書及びその要約書の縦覧（環境影響評価法16条）、準備書説明会の開催（環境影響評価法17条1項）をすることとした。

本件のような、発電所事業については、発電所アセス省令において、「事業対象地域の周囲一キロメートルの範囲内の地域及び既に入手している情報によって、一以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると

判断される地域」（発電所アセス省令18条、4条2項1号・2号）が、環境影響評価法6条及び15条の関係地域と定められている。

本件発電所の立地する神奈川県においては、県条例により、環境影響評価法が対象とする項目についての選定手続き、各項目の調査、予測、評価にあたり、神奈川県が定める技術指針（県アセス技術指針）に配慮すべきとされている（県条例30条、39条）。

県条例30条、39条にいう神奈川県が定める技術指針である、県アセス技術指針（甲62）は、「第2章 各論」「第1 大気汚染」「1 調査の手法」「(3) 調査地域及び地点」「ア 調査地域」において、大気汚染の調査を「大気汚染評価物質の移流及び拡散の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域」を調査地域としている。

県アセス技術指針が定める、環境影響評価法が対象とする項目についての調査地域である、「対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域」は、発電所アセス省令において定める、「既に入手している情報によって、一以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると判断される地域」（発電所アセス省令18条、4条2項1号・2号）、すなわち、環境影響評価法6条・15条の関係地域と一致する。

このように、環境影響評価法6条・15条の関係地域は、実際の影響と無関係に定められているものではなく、実際に影響を受けるおそれがある地域が定められている。特に、本件の大気汚染との関係では、「大気汚染評価物質の移流及び拡散の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域」がそれに該当するのであり、それが人の健康等への影響を考慮していることは明らかである。

その意味では、環境影響評価法6条・15条の関係地域は、場外車券売場・平成21年判決において否定された、自転車競技法施行規則14条2項が規定する、場外車券売場の敷地の周辺から1000m以内の地域のように、及ぼす影響が必ずしも明確でない範囲、特に、人の健康等に及ぼす影響

が不明確な場合とは異なる。環境影響評価法6条・15条の関係地域は、明確に、人の健康等に及ぼす、環境影響があるおそれのある範囲を定めるものとされているのである。

しかも、ここで問題となっている「人の健康等に及ぼす、環境影響」は、SO<sub>x</sub>（硫黄酸化物）、NO<sub>x</sub>（窒素酸化物）、ばいじんや微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）などの浮遊粒子状物質（SPM）などの大気汚染物質による環境影響である。これらの物質による大気汚染は、健康を害したり生命を失ったりするなど、人の生命身体健康という重大な利益を、不可逆的な形で深刻に侵害するというものである。

ちなみに、本件のような固定発生源で、かつ、ある程度高さのある煙突から排煙する場合、その範囲は、相当広範囲に及ぶ。

前記の県アセス技術指針の解説（神奈川県環境影響評価技術指針解説・甲64）では、大規模な煙突を有する工場、事業場等の点煙源についての「大気汚染評価物質の移流及び拡散の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域」とは、「対象事業から排出される大気汚染評価物質の最大着地濃度等を勘案し、最大着地濃度が出現する地点までの距離を十分に含む距離を半径とする円内とする。」としている。本件の場合、対象事業から排出される大気汚染評価物質の最大着地濃度が出現する地点は、煙源から15km前後のところであり（本件の評価書の4-13・乙8・267頁）、かつ、20kmのところでは濃度があまり変化しない（本件の評価書の4-13・乙8・268頁）。かつて、本件場所にあった火力発電所するときも、最大着地濃度が出現する地点は、煙源から13-4km前後のところであり、20kmのところではそれなりの高い濃度があった（本件の評価書の4-13・乙8・267～268頁）。

本件で問題となっている、大気汚染被害という、被害の内容、性質、侵害の程度等を踏まえ、かつ、上記のような高い煙突を有する火力発電所の最大着地濃度が出現する地点との位置関係を考慮し、それに基づいて、実際に影

響を受けるおそれのある地域を定めるという環境影響評価法及び発電所アセス省令の定めを考慮すると、本件において、大気汚染被害に関しては、環境影響評価法6条・15条の関係地域に居住し、または勤務する者は、大気汚染によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者といえる。

以上のような、大気汚染被害という、被害の内容、性質、侵害の程度等を踏まえ、大気汚染物質の最大着地濃度が出現する地点までの距離を十分に含む半径内の範囲を関係地域として定める以上、その関係地域に居住または勤務する人について原告適格を肯定するということは、騒音という人の健康などに影響を及ぼす被害を与えるおそれが及ぶと考慮される地域でもある、東京都環境影響評価条例2条5号の規定する関係地域に居住する住民などについて原告適格を肯定した、小田急高架大法廷・平成17年判決に沿うものである。

**ウ 被告の主張とその誤り** 本件、特に大気汚染の関係では、環境影響評価法6条・15条の関係地域は、小田急高架大法廷・平成17年判決の事案における、平成10年東京都条例第107号による改正前の東京都環境影響評価条例2条5号の関係地域と、実質的に同一の性質・内容を有し、かつ、いずれの事案でも問題となっている「環境影響」も、「人の健康、生活環境に及ぼす影響」が中心となっているから、本件の場合についても、小田急高架大法廷・平成17年判決のこの点の判断は十分参照できること

被告は、以上の点について、小田急高架大法廷・平成17年判決の「関係地域内に居住する者に原告適格を認めた」部分は事例判断にとどまるのであり、個々の法令が「関係地域」を定める趣旨やその定義内容は、個々の法令ごとに各様であり、関係地域であることだけを持って、当該地域を原告適格の認定に供しうる地域などと論じ得ないから、「関係地域」であれば、それだけで当該地域を原告適格の認定に供し得る地域などと論じ得ない。まして、小田急高架大法廷・平成17年判決の事案とは事業の種類、内容が全く

異なる、本件事業に係る関係地域内に居住する住民に対して原告適格を認める趣旨のものとして参照できるものでもない、と主張する。

たしかに、関係地域を定める趣旨は、法令ごとに各様である。

しかし、第一に、環境影響評価法6条・15条の関係地域は、平成10年東京都条例第107号による改正前の東京都環境影響評価条例2条5号の関係地域と同趣旨のものであり、いずれも、環境影響を受ける範囲を、関係地域として定めている点において、基本的に同一である。具体的運用においても、本件の大気汚染との関係では、環境影響評価法6条・15条の関係地域は、「対象事業から排出される大気汚染評価物質の最大着地濃度等を勘案し、最大着地濃度が出現する地点までの距離を十分に含む距離を半径とする円内とする。」と、人の健康に影響を及ぼすおそれのある地域について定めており、その点では、小田急高架大法廷・平成17年判決の事案における、東京都環境影響評価条例の2条5号の関係地域と実質的に同一の性質・内容を有するものとなっている。

また、そこで問題となっている「環境影響」も、騒音による健康被害及び生活環境被害と、大気汚染による健康被害であり、いずれも、基本的事項の「第四 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項」の「二」の(1)において、特に、「人の健康、生活環境（中略）に及ぼす影響」の調査、予測及び評価を求められるものである（発電所アセス省令22条1項柱書き及び同項1号も参照）。ちなみに、騒音も大気汚染も、典型7公害として、1960年代から国の政策・法令上、その防止が高く位置付けられてきたものである。

ちなみに、大気汚染被害は、不可逆的であり、かつ、人の生命を奪う場合も多々あるという点で、より深刻かつ重大であり、その影響の調査、予測、評価はより慎重に行われるべきものである。

このように、本件、特に大気汚染の関係では、環境影響評価法6条・15条の関係地域は、小田急高架大法廷・平成17年判決の事案における、平成

10年東京都条例第107号による改正前の東京都環境影響評価条例2条5号の関係地域と、実質的に同一の性質・内容を有し、かつ、いずれの事案でも問題となっている「環境影響」も、「人の健康、生活環境に及ぼす影響」が中心となっているものである。したがって、本件の場合についても、小田急高架大法廷・平成17年判決のこの点の判断は十分参照できるものである。

この点についての被告の主張は誤りである。

**(2) 関係地域に居住し又は勤務する人は、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きにおいて、高い手続的保障を与えられており、その点からも、原告適格は肯定されるべきであること**

長沼ナイキ訴訟最高裁判決（最高裁判所昭和52年（行ツ）第56号事件・同57年9月9日第一小法廷判決・民集36巻9号1679頁）（以下「長沼ナイキ訴訟・昭和57年最高裁判決」という）は、「森林法所定の保安林指定処分が一般的公益の保護を目的とする処分とみられる」としつつも、法律の特別の定めによって、個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとしたときは、「右法律の規定に違反してされた行政庁の処分に対し、これらの利益を害されたとする個々人においてその処分の取消しを訴求する原告適格を有するものと解する」とし、森林法27条1項が、保安林の指定に「直接の利害関係を有する者」において、森林を保安林として指定すべき旨を農林水産大臣に申請することができるものとし、また、同法29条、30条、32条が、農林水産大臣が保安林の指定を解除しようとする場合に、「直接の利害関係を有する者」がこれに異議があるときは、意見書を提出し、公開の聴聞手続に参加することができるものとしていることを理由として、「直接の利害関係を有する者」は、保安林の指定が違法に解除され、それによって自己の利益を害された場合には、右解除処分に対する取消しの訴えを提起する原告適格を有する者ということができるとしている。

同判例は、処分の根拠となる法令からみて、処分が一般的公益の保護を目

的とする場合であっても、法令に特段の規定を設けて、特定の個々人に原告的を与えることは可能であると判断しているのである。

この点は、場外車券売場・平成21年判決においても、「このような生活環境に関する利益は、基本的には公益に属する利益というべきであって、法令に手掛りとなることが明らかな規定がないにもかかわらず、当然に、法が周辺住民等において上記のような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護する趣旨を含むと解するのは困難といわざるを得ない。」として、公益的利益の保護を目的とする処分についても、法令に手掛りとなることが明らかな規定があれば、原告適格を肯定できるとして、基本的に踏襲されている。

その点、環境影響評価法6条・15条の関係地域に居住し又は勤務する人に対しては、関係地域内における、方法書及び要約書の縦覧（環境影響評価法7条）、方法書説明会の開催（環境影響評価法7条の2第1項）、準備書及びその要約書の縦覧（環境影響評価法16条）、準備書説明会の開催（環境影響評価法17条1項）といった形で、環境影響評価法は、特別の手続き的配慮をしている。

そして、その住民が提出する意見についても、環境影響評価法は、日本の法令の中で、極めて高い位置付けを与えている。

これらの規定からすれば、法及び環境影響評価法は、環境影響評価法6条・15条の関係地域に居住し又は勤務する人に対して、特別の手続き的配慮をする、特段の規定を設けて、その関係地域に居住し又は勤務する人に対し、原告適格を肯定しているといえる。

まして、本件の場合、県条例は、県条例上の関係区域の住民等を準備書公聴会の対象とし（条例48条）、知事が環境影響評価法20条1項又は5項の規定により意見を述べるにあたり、準備書公聴会における県条例上の関係地域の住民等が述べた意見については、「環境保全上の見地から十分考慮する」よう定めており、県条例上の関係地域の住民等の意見についての配慮義

務も定め、県条例の関係区域に居住し又は勤務する人について、対象を限定した、特別の手續きの配慮をしている。

この県条例の定めは、環境影響評価法61条2項に基づき、処分の根拠となる規定をより具体的に定めるものであり、このような県条例の定めは、環境影響評価法6条・15条の関係地域に居住し又は勤務する人のうち、特に、県条例上の関係区域の住民等に対して、特別の手續きの配慮をする、特段の規定を設けて、その関係地域に居住し又は勤務する人に対し、原告適格を肯定するものといえる。

- (3) 環境影響評価法6条・15条との関係について（被告の準備書面(1)の「第2」「3」「(3)」） 環境影響評価法6条・15条の関係地域に居住し、または勤務する者は、大気汚染によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者といえること

#### ア 本件における、環境影響評価法6条・15条の関係地域

本件の環境影響評価においては、本件の評価書（乙8）をみる限り、事業者は、環境影響評価法6条・15条の関係地域を特定していない。

被告は、この点、本件の環境影響評価法6条・15条の関係地域は、横須賀市だとするが、正しくない。

本件の環境影響評価法6条・15条の関係地域がどの範囲となるかは、発電所アセス省令18条、4条2項1号・2号、及び、前記の県アセス技術指針の「第2章 各論」「第1 大気汚染」「1 調査の手法」「(3) 調査地域及び地点」の「ア 調査地域」の定めによって定められるべきである。

県アセス技術指針の「第2章 各論」「第1 大気汚染」「1 調査の手法」「(3) 調査地域及び地点」の「ア 調査地域」にいう「大気汚染評価物質の移流及び拡散の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域」とは、神奈川県環境影響評価技術指針解説（甲64）によると、「大規模な煙突を有する工場、事業場等の点煙源の事業」については、「対象事業から排出される大気汚染評価物質の最大着地濃度が出現する

地点までの距離を十分に含む距離を半径とする円内とする。」とされている（21頁）。

既に述べた通り、本件の場合、対象事業から排出される大気汚染評価物質の最大着地濃度が出現する地点は、煙源から1.5km前後のところであり、かつ、2.0kmのところでは濃度があまり変化しない（本件の評価書の4-13・乙8・267～268頁）。かつて、本件場所にあった火力発電所のおきも、最大着地濃度が出現する地点は、煙源から1.3-4km前後のところであり、2.0kmのところではそれなりの高い濃度があった（本件の評価書の4-13・乙8・267～268頁）。

以上は、方法書作成以前の段階で判明していたことである。本件の評価書の4-13は、本件の配慮書に記載されていることを転記したものである（本件の評価書第4章はじめの記載、乙8・255頁）。

したがって、少なくとも、煙源から半径2.0km前後までの範囲は、「既に入手している情報によって、一以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けおそれがあると判断される地域」に該当する。

したがって、本件の環境影響評価法6条・15条の関係地域は、少なくとも、煙源から半径2.0km前後までの範囲ということになる。

このことは、本件の事業者も、大気汚染の影響調査の対象地域を、新設発電所の周囲2.0kmの範囲と設定している（準備書12-1-1-1-19、これは、評価書12-1-1-1-19・乙8の575頁と同じ）こととも整合する。大気汚染の影響調査の対象地域は、県アセス技術指針の「第2章 各論」「第1 大気汚染」「1 調査の手法」「(3) 調査地域及び地点」の「ア 調査地域」のところの規定の通り、「大気汚染評価物質の移流及び拡散の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域」を設定するものであり（被告の引用する、発電所に係る環境影響評価の手引き（乙11）においても同一である。「硫酸化物の拡散の特性を踏まえ、硫酸化物による環境影響を受けるおそれがある地域（250頁）」を調査地域としている）。こ

れからしても、調査地域として設定された地域は、「一以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると判断される地域」（発電所アセス省令4条2項2号）、すなわち、本件の環境影響評価法6条・15条の関係地域となるものである。

**イ 本件の環境影響評価法6条・15条の関係地域に居住し又は勤務する人について、原告適格が肯定されるべきこと**

上記の通り、本件の環境影響評価法6条・15条の関係地域は、「対象事業から排出される大気汚染評価物質の最大着地濃度が出現する地点までの距離を十分に含む距離を半径とする円内」であり、これはとりもなおさず、人の健康などに影響を及ぼしうる地域である。

したがって、環境影響評価法6条・15条の関係地域に居住し又は勤務する者は、大気汚染によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者といえる。

**(4) 県条例上の関係地域について（被告の準備書面(1)の「第2」「3」「(4)」）**

**ア 被告の主張**

被告は、被告の準備書面(1)の「第2」「3」「(4)」において、第一に、県条例上の関係地域は、人の健康等への著しい被害が発生するおそれがある地域について定められているわけではない、第二に、県条例による環境影響評価手続きは、本件発電所の設置にかかる法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きとは、互いの守備範囲を異にし、環境影響評価における評価項目自体も異にするから、県条例上の関係地域が、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価に係る原告適格の手掛かりになるものとは解されない、と主張する。

**イ 県条例上の関係地域は、人の健康等への著しい被害が発生するおそれがある地域について定められており、その点で被告の主張は誤っていること**

県条例上の関係地域は、「神奈川県環境影響評価条例の規定により事業者

が実施計画書及び予測評価書案又は条例方法書及び条例準備書の内容について周知を図る必要がある地域を定めるに当たり従うべき基準」（甲58）により定められるが、同基準をみれば明らかな通り、事業の種類・規模を考慮し、地域が定められている。

本件のような大規模火力発電所については、事業対象地の周囲3キロメートルの区域を包含する、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項にいう市町村の区域内の町若しくは字の区域の境界（中略）によって区画される地域、及び、環境影響評価法6条及び同法15条に規定する関係地域のうち、条例準備書の内容について周知を図る必要がある地域をいうとされている。

このうち前者である、「事業対象地の周囲3キロメートルの区域を包含する市町村の区域内の町若しくは字の区域の境界（中略）によって区画される地域」は、本件の環境影響評価法6条及び同法15条の関係地域より狭く、したがって、上記「（3）環境影響評価法6条・15条との関係について」において検討した通り、「対象事業から排出される大気汚染評価物質の最大着地濃度が出現する地点までの距離を十分に含む距離を半径とする円内」の一部であり、人の健康などに影響を及ぼしうる地域に含まれる地域である。

後者は、もともと、環境影響評価法6条及び同法15条に規定する関係地域の一部である。

したがって、県条例上の関係地域は、人の健康等への著しい被害が発生するおそれがある地域について定められており、その点で被告の主張は誤っている。

ウ 県条例は、① 環境影響評価法に基づき知事が意見を述べる際の諸手続（県条例48条（公聴会の開催）、50条2項（知事意見を言う場合の、準備書公聴会における意見の考慮義務）及び、② 環境影響評価法が対象とする項目についての選定手続、各項目の調査、予測、評価にあたり神奈川県が定め

る技術指針に配慮すべきこと（県条例30条、39条）といった、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きについても定めており、被告の主張は、県条例に明記された、これらの条文の定めを看過するものであって、誤っていること

本書面の「第2」の「1」の「(9)」で記述した通り、県条例は、①環境影響評価法に基づき知事が意見を述べる際の諸手続（県条例48条（公聴会の開催）、50条2項（知事意見を言う場合の、準備書公聴会における意見の考慮義務）及び、②環境影響評価法が対象とする項目についての選定手続き、各項目の調査、予測、評価にあたり神奈川県が定める技術指針（県アセス技術指針）に配慮すべきこと（県条例30条、39条）といった、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きについても定めている。

被告の主張は、県条例に明記された、これらの条文の定めを看過するものであって、誤っている。

**エ 県条例上の関係地域の住民等は、県条例によって、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きにおいて、高い手続的保障を与えられていること**

そして、県条例48条1項は、準備書公聴会は、「条例準備書関係住民等その他の規則で定めるものを対象として」開催するとしており、手続き上、条例準備書関係住民等に対し、特別な手続的配慮をしている。

しかも、同条例50条2項は、知事に対し、環境影響評価法20条1項又は5項の規定により意見を述べるにあたり、準備書公聴会における県条例上の関係地域の住民等が述べた意見については、「環境保全上の見地から十分考慮する」と定めており、県条例上の関係地域の住民等の意見についての知事の配慮義務も定めている。

そして、環境影響評価法は、住民らの意見（同法18条1項の意見）と並んで、知事の意見（同法20条1項又は5項の意見）について、事業者に配慮義務を課している（同法21条1項）。

以上からすれば、県条例は、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きにおける参加手続きについて、県条例48条、50条等の規定によって、特に、県条例上の関係地域の住民等に対して、高い手続的保障を与えている。しかも、県条例48条、50条の規定は、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きにおける、具体的な参加手続きを条例で規定したものの（環境影響評価法61条2項）であって、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きにおける、原告適格を考慮するにあたり、重視すべき規定である。

#### オ 小括

以上より、県条例上の関係地域に居住し又は勤務する者は、大気汚染によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者であり、かつ、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手続きにおいて、特別な手続的保障をされている者である。したがって、原告適格が肯定される。

#### (5) 20km以内の居住者について（被告の準備書面(1)の「第2」「3」「(5)」）

##### ア 被告の主張

被告は、「原告らは、発電所アセス省令が、第二種事業に係る環境影響評価の要否の判定基準として、発電所アセス省令16条5号、同条9号、同条16号、同条23号の場合を「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする」（発電所アセス省令16条柱書き）としていることから、本件発電所から20キロメートルの範囲の地域の住民について、本件通知の取消しを求める法律上の利益があると主張する」とし、発電所アセス省令16条5号、同条9号、同条16号、同条23号は、第二種事業の判定基準で、本件のような第一種事業とは関係なく、かつ、関係地域がどこかは、環境影響評価法6条・15条の関係地域がどの範囲となるかは、発電所アセス省令18条、4条2項1号・2号で決まるのであるから、20キロメ

ートルの範囲とすることには理由がない、と主張する。

#### イ 被告の主張は、原告らの主張を正解しないものであること

しかし、原告らは、「第二種事業に係る環境影響評価の要否の判定基準として、発電所アセス省令16条5号、同条9号、同条16号、同条23号の場合を「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする」（発電所アセス省令16条柱書き）としていること」から、ただちに、本件発電所から20キロメートルの範囲の地域の住民について、本件通知の取消しを求める法律上の利益があると主張していない。

原告らの2019年（令和元年）11月1日付け準備書面2の「第2」「4」「（3）」の記述の通り、発電所アセス省令が、第二種事業の判定基準として、発電所アセス省令16条5号、同条9号、同条16号、同条23号を設定し、そこでいずれも、周囲20キロメートルの範囲内という基準を設けていることから、発電所アセス省令は、本件のような大規模火力発電所からの大気汚染による影響を受ける地域が発電所の周囲20kmであることを想定している、と主張している。

そして、本件の場合、新設発電所の周囲20kmの範囲内に二酸化硫黄、二酸化窒素又は浮遊粒子状物質の大気汚染に係る環境基準が確保されていない大気の測定点が存在しており、発電所アセス省令16条23号に該当する事情があること、実際、本件の事業者も、大気汚染の影響調査の対象地域を、新設発電所の周囲20kmの範囲と設定している（準備書12-1-1-1-19、これは、評価書12-1-1-1-19・乙8の575頁と同じ）ことの2点を加え、本件において、新設発電所の周囲20km以内の範囲は、「既に入手している情報によって、一以上の環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る環境影響を受けるおそれがあると判断される地域」（発電所アセス省令4条2項2号）に該当すると主張している。

被告の主張は、原告の主張を正解することなく、独自の主張を展開するものであって、誤っている。

ウ 本件の場合、新設発電所の周囲20km以内の範囲は、本件の環境影響評価法6条・15条の関係地域に該当すること

本件の環境影響評価法6条・15条の関係地域がどの範囲となるかは、発電所アセス省令18条、4条2項1号・2号、及び、県アセス技術指針の「第2章 各論」「第1 大気汚染」「1 調査の手法」「(3) 調査地域及び地点」の「ア 調査地域」の定めによって定められるべきである。

発電所アセス省令4条2項2号は、「既に入手している情報によって、一以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると判断される地域」を、環境影響評価法6条・15条の関係地域としている。

そして、県アセス技術指針の「第2章 各論」「第1 大気汚染」「1 調査の手法」「(3) 調査地域及び地点」の「ア 調査地域」は、「大気汚染評価物質の移流及び拡散の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域」を調査地域と定めているから、この調査地域は、発電所アセス省令4条2項2号にいう、「環境影響を受けるおそれがあると判断される地域」と一致する。

また、神奈川県環境影響評価技術指針解説(甲64)では、大気汚染について、調査地域を、「大規模な煙突を有する工場、事業場等の点煙源の事業」については、「対象事業から排出される大気汚染評価物質の最大着地濃度が出現する地点までの距離を十分に含む距離を半径とする円内とする。」としている(21頁)ので、「既に入手している情報によって、一以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると判断される地域」(発電所アセス省令4条2項2号)、すなわち、本件の環境影響評価法6条・15条の関係地域とは、本件の大気汚染との関係では、「対象事業から排出される大気汚染評価物質の最大着地濃度が出現する地点までの距離を十分に含む距離を半径とする円内」ということになる。

そして、すでに分析検討したように、本件の場合、対象事業から排出される大気汚染評価物質の最大着地濃度が出現する地点は、煙源から15km前後

のところであり、かつ、20 kmのところでは濃度があまり変化しない（本件の評価書の4-13・乙8・267～268頁）。かつて、本件場所にあった火力発電所のおきも、最大着地濃度が出現する地点は、煙源から13-4 km前後のところであり、20 kmのところではそれなりの高い濃度があった（本件の評価書の4-13・乙8・267～268頁）。

また、以上は、方法書作成以前の段階で判明していたことである。本件の評価書の4-13は、本件の配慮書に記載されていることを転記したものである（本件の評価書第4章はじめの記載、乙8・255頁）。したがって、以上の事実は、方法書及び準備書作成段階において「既に入手している情報」である。

よって、本件においては、環境影響評価法6条・15条の関係地域は、新設発電所の周囲20 km以内の範囲となる。

このことは、本件の事業者も、大気汚染の影響調査の対象地域を、新設発電所の周囲20 kmの範囲と設定している（準備書12-1-1-1-19、これは、評価書12-1-1-1-19・乙8の575頁と同じ）ことと整合し、かつ、発電所アセス省令が、第二種事業の判定基準として、発電所アセス省令16条5号、同条9号、同条16号、同条23号を設定し、そこでいずれも、周囲20キロメートルの範囲内という基準を設けていることから、発電所アセス省令は、本件のような大規模火力発電所からの大気汚染による影響を受ける地域が発電所の周囲20 kmであることを想定していることとも整合する。

よって、以上からして、本件において、新設発電所の周囲20 km以内の範囲は、本件の環境影響評価法6条・15条の関係地域に該当し、当該関係地域に居住し又は勤務する者は、大気汚染によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者である。

また、すでにみた通り、環境影響評価法は、環境影響評価法6条・15条の関係地域に居住し又は勤務する人に対して、方法書及び要約書の縦覧（環境影響評価法7条）、方法書説明会の開催（環境影響評価法7条の2第1

項)、準備書及びその要約書の縦覧(環境影響評価法16条)、準備書説明会の開催(環境影響評価法17条1項)といった形で、特段の規定を設けて、特別の手續きの配慮をし、その提出する意見についても、環境影響評価法は、日本の法令の中で、極めて高い位置付けを与えている。

これらの規定からすれば、新設発電所の周囲20km以内の範囲に居住し又は勤務する人は、大気汚染によって健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者であり、かつ、法及び環境影響評価法が定める環境影響評価手續きにおいて、特別な手續きの保障をされている者である。

したがって、原告適格が肯定される。

**エ 被告は、本件事業者が自ら、大気汚染の影響調査の対象地域を、新設発電所の周囲20kmの範囲と設定していることを認識しつつ、その調査地域と環境影響評価法6条・15条の関係地域が一致することを触れようとしないが、それは著しく適切ではないこと**

被告は、被告の準備書面(1)の「第2」「3」「(5)」の「イ」の最後の部分において、本件事業者が自ら、大気汚染の影響調査の対象地域を、新設発電所の周囲20kmの範囲と設定したのは、手引きに従っただけだとし、調査地域と環境影響評価法6条・15条の関係地域が一致することに触れようとしない。

しかし、大気汚染の影響調査の対象地域は、県アセス技術指針の「第2章各論」「第1 大気汚染」「1 調査の手法」「(3) 調査地域及び地点」の「ア 調査地域」のところの規定の通り、「大気汚染評価物質の移流及び拡散の特性を踏まえて対象事業により影響を受けるおそれがあると認められる地域」を設定するものであり、まさに影響を受けるおそれのある地域を調査地域としている。

この点は、被告の引用する、発電所に係る環境影響評価の手引き(乙11)においても同一であり、「硫酸化物の拡散の特性を踏まえ、硫酸化

物による環境影響を受けるおそれがある地域（250頁）」を調査地域としており、これからしても、調査地域として設定された地域は、「一以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると判断される地域」（発電所アセス省令4条2項2号）、すなわち、本件の環境影響評価法6条・15条の関係地域となるものである。

本件事業者が自ら、大気汚染の影響調査の対象地域を、新設発電所の周囲20kmの範囲と設定した（準備書12-1-1-1-19、これは、評価書12-1-1-1-19・乙8の575頁と同じ）のは、以上のような状況のもとで、新設発電所の周囲20kmの範囲が、大気汚染物質により、環境影響を受けるおそれがある地域と認識したからである。

被告は、本件事業者が自ら、大気汚染の影響を受けるおそれがある地域を、新設発電所の周囲20kmの範囲と想定して、調査地域を設定していることを認識しつつ、その調査地域と環境影響評価法6条・15条の関係地域が一致することを触れようとしない。これは著しく適切ではない対応である。

#### （6）まとめ

以上の通り、被告の準備書面(1)の「第2」「3」における主張は、いずれも誤っており、理由がない。

原告らのうち、県条例上の関係地域（本件の新設発電所の事業予定地から、3キロメートルの区域を包含するように市町村の区域内の町若しくは字の区域の境界などによって区画される地域）に居住し又は勤務する人はもちろん、新設発電所の周囲20km以内の範囲に居住し又は勤務する人については、原告適格が肯定される。

以上